

令和5年度第5回小金井市地域福祉推進委員会次第

日 時 令和6年1月26日（金）

午後2時00分から

場 所 市役所第二庁舎8階 801会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 市民説明会及びパブリックコメントの実施結果について
- (2) 地域福祉計画（案）の修正について
- (3) 次回日程について

3 配布資料

別紙配布資料一覧のとおり

小金井市地域福祉推進委員会
配布資料一覧

| | 資料 No. | 資料名 | 備考 |
|----------------|-----------|---|------|
| 第5回 (1月26日) | 1 | 市民説明会及びパブリックコメントの実施結果について | 事前配布 |
| | 2 | 第3期小金井市保健福祉総合計画(案)に対する意見及び検討結果について(地域福祉計画)(案) | |
| | 3 | 地域福祉計画修正箇所一覧 | |
| | 4 | 第3期小金井市保健福祉総合計画(案) 地域福祉計画抜粋(令和6年1月19日現在) | |
| | 5 | 第3期小金井市保健福祉総合計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果について(概要) | 当日配布 |

令和6年1月26日

市民説明会及びパブリックコメントの実施結果について

＜市民説明会開催報告＞

1 概要

第3期小金井市保健福祉総合計画(案)の内容について市民の皆さんに直接御説明し、御意見を伺うために市民説明会を開催しました。当日の配布資料及び説明内容は市ホームページにて公開しています。

2 日時及び参加人数

- (1) 令和5年11月18日(土) 午前10時から11時30分まで(参加者11人)
 (2) 令和5年11月22日(水) 午後6時から午後7時35分時まで(参加者13人)
 参加者合計24人

3 場所

両日ともに小金井市役所第二庁舎8階801会議室

＜市民提言制度（パブリックコメント）実施報告＞

1 概要

小金井市市民参加条例第15条の規定に基づき、第3期小金井市保健福祉総合計画(案)に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施しました。

2 施策の名称 第3期小金井市保健福祉総合計画(案)

3 意見の募集方法

- (1) 意見募集期間
 令和5年11月15日(水)から同年12月15日(金)まで
 (2) 意見提出方法
 直接持参、郵送、FAX、電子メール又は市ホームページ専用フォーム

4 意見の提出状況

- (1) 提出人数 個人：11人／団体：1団体

| 区分 | 直接持参 | 郵送 | FAX | 電子メール | 市HP専用フォーム | 計 |
|----|------|----|-----|-------|-----------|----|
| 個人 | 0 | 0 | 1 | 0 | 10 | 11 |
| 団体 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 計 | 0 | 0 | 1 | 0 | 11 | 12 |

- (2) 延べ意見数

44件(内訳：個人41件／団体3件)

(3) 意見内容の内訳

| | |
|------------------------|------------------|
| ア 全般 | 個人： 1 件／団体： 0 件 |
| イ 地域福祉計画 | 個人： 6 件／団体： 0 件 |
| ウ 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 | 個人： 16 件／団体： 3 件 |
| エ 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画 | 個人： 7 件／団体： 0 件 |
| オ 健康増進計画 | 個人： 11 件／団体： 0 件 |

5 意見と検討結果の閲覧場所等

(1) 市ホームページ

(2) 地域福祉課（市役所第二庁舎 2 階）、広報秘書課広聴係（同 1 階）、情報公開コーナー（同 6 階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター及び東小金井駅開設記念会館

令和6年1月26日

第3期小金井市保健福祉総合計画（案）に対する意見及び検討結果について（地域福祉計画）（案）

| No. | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
|-----|--|--|---|
| 1 | 3 地域福祉をめぐり ／4 市の保健福祉を取り巻く課題／P25, 26 | 災害発生時において年令や障害種別を問わず、障害のある人や病气等で自力で動けない人などいわゆる災害弱者といわれる人の避難所までの移動支援、避難後のプライバシーの確保、エアコン利用、食料調達、衛生面に関する事等の環境整備を早急に行って下さい。 | 本市では自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者や障がいのある方を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成し、災害に備えた地域の協力体制づくりを推進しています。また、毎年実施している総合防災訓練において福祉避難所（二次避難所）の設営訓練及び障がいのある方等を想定した移動介助訓練を行っています。 避難後は、避難者が安心して避難生活を送れるよう、支援関係機関及び民間企業等と連携し、避難所の環境整備や個別の特性をふまえた対応に努めてまいります。 |
| 2 | 4 市の保健福祉を取り巻く課題／P28 | 地域活動について。子育て中の実感ですが、「小金井市には、幼稚園の選択肢が少なく数も足りず市外の園に入園する子どもも少なく、保育園は小規模園が増えて」小学校入学した時点では、入学前からの知り合いが非常に少ない人もいる、という状況になっていきます。「早急な待機児童の解消」の代償、とも言えると思います。 （小学校の先生方も、「今は、児童の出身園もバラバラなので、新入生は、まず最初の人間関係作りから…」と仰っています。） また、小学校1年生の学童保育利用率も高く、子どもを介して保護者同士がつながる機会が減っているのでは、と感じます。学校PTAの委員数や活動の規模も、縮小傾向です。地元の習い事や少年スポーツ団体で、保護者同士の新しいつながりができていることもありますが、そういう活動を好む子どもばかりではないですし、余裕がない家庭もあるうかと思えます。町内会も、積極的に関与できる家庭ばかりではありません。 | 子ども・子育て支援に係る基本的な視点や基本目標については、「（仮称）のびゆく子どもプラン小金井（第3期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」の策定に向け今後検討が進められることとなり、認定こども園を含む児童福祉施設全般について議論されるものと考えます。 地域福祉・地域活動の観点としては、「地域共生社会」の理念に基づき、子ども・子育ても含めて、福祉の分野を超えた包括的な相談支援体制の構築や地域づくりの促進に努めてまいります。 |

| | | | |
|---|---|--|---|
| | | <p>元々は小金井に縁もゆかりもない転入者にとっては、細かい状況が待っています。</p> <p>そんな中、市立保育園や長年地域福祉に携わっている社会福祉法人立の「伝統ある私立幼保園」の存在や、それらの園の保護者のネットワークの存在は、地域福祉活動を支える貴重な要素になっているのではないだろうか。子育て世代の顔見知りネットワーク作りや気軽な相談先として、「園庭開放」「未就園児支援事業」があるのとならないのも、大きく違うと思います。</p> <p>繰り返しになりますが、小学校区毎に「基幹幼保こども園」を設定し、児童福祉機能やネットワークの要としての機能を強化するのが理想的だと考えます。</p> <p>(前市長体制の市では、この考えを受け入れて何か検討・協議するということは、無かったようですが)現在の体制で、あらためて、地域福祉・地域活動の観点からも、未就学児～小学校新入生の子どもたちとその保護者が置かれている状況に、着目していただければと思います。</p> | |
| 3 | <p>2 基本目標 ／(3) 地域活動の活性化／P31</p> | <p>今回案は全部で 353 頁あり読破自体が容易ではありませんし、関係者以外の一般市民が多数の図表を関連付けて理解し、関心を持つのも容易でないでしょう。そこで、地域福祉計画等を市民周知する機会を増やすため、一例として、31 頁目に記述がある「多様な機会創出により社会参加の促進を図る『機会』の一つとして教育委員会が行う『社会教育』との積極的な連携を計画にぜひ盛り込んで欲しいものです。公民館でのセミナー開催や図書館での資料展示を手始めにコミュニケーション・スクールの活用などは関心を集める有効なきっかけになります。すべての今回計画等についてこの趣旨での同委員会と首長部局の協力体制を謳って下さい。</p> | <p>社会教育(生涯学習)の取組は、市民が互いに交流を深めながら芸術文化やスポーツに親しみ、多様な学びの機会を持つものであり、貴重な機会の一つであると考えております。計画案には取り上げませんが、教育委員会を含めた関係各課との連携については、ご意見の趣旨に沿って、事業運営の中で積極的に努めてまいります。また、貴重なご意見として、今後の検討の参考にします。</p> |
| 4 | <p>基本目標 福祉のまちづくり ／(2) 災害に備える体制づくり／P35</p> | <p>「また、福祉避難所の管理運営の整備を推進します。」とありますが、「管理運営」を整備するという事で、福祉避難所の需要と配置間隔については、足りている見込みはないエリアについては、福祉避難所に指定されている福祉施設が少なくないエリアについては、福祉避難所を増やす計画はあるのでしょうか。</p> <p>福祉避難所となる市立保育園は、廃園で減ります。市の地</p> | <p>災害発生時における福祉避難所(二次避難所)は、一次避難所や自宅での生活が困難な方を受入れる施設として、市内の福祉施設、保育園等と協定を締結し設置運営を行うものです。</p> <p>今後も、市内で上記施設等が開所する際には、福祉避難所(二次避難所)の新規指定について積極的な働きかけを行います。</p> |

| | | | |
|---|--------------------------------|---|--|
| 5 | 基本目標 2 包括的支援体制の構築／ P39 | 域防災計画案では、「福祉避難所としての市立保育園」の役割が、あまり明確に記載されていなかったような印象でした。 「住民に身近な圏域において総合的な相談に応じます。」とありますが、「児童福祉」においては、「身近な圏域」の設定があるとは感じられません。(前市長体制では、市立保育園の廃園ありきで、「4km 四方のコンパクトな自治体なので、ベビーカーや子乗せ自転車等の移動でも楽でしよう」と、多胎・多子世帯や要介助児等には大変な移動が、軽んじられていたのでしょうか。) 189 ページから、高齢者については、地域包括支援センターの圏域毎に、丁寧に分析されています。また、市図書館計画でも、徒歩圏に合わせて分散配置された本館分館の圏域毎に、状況が分析されました。 市長も変わりましたが、児童福祉においても、こども・子育て支援においても、なんらかの「圏域に分けて現状を把握する」の概念を導入するべきではないでしょうか。 未就園児から小学校低学年くらいまでの児童福祉・こども子育て支援の拠点として、市立保育園5園を残すか、小学校区か中学校区毎に幼保こども園の基幹園を設定して、子育て支援機関のネットワーク強化や幼保小連携の要とするのが、理想だと思います。 | 子ども・子育て支援に係る基本的な視点や基本目標については、「(仮称)のびゆく子どもプラン小金井(第3期小)金井市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け今後検討が進められることとなり、認定こども園を含む児童福祉施設全般について議論されるものと考えます。 福祉総合相談窓口の運営にあたっては、相談支援包括化推進員を各地区に配置することで、住民に身近な圏域において総合的な相談に応じ、子ども・子育て支援の関係機関とも連携を図り、チームによる支援を目指してまいります。 |
| 6 | 第5章 小 井市再犯防止 推進計画 P45 | 「再犯防止推進計画」について。犯罪の種類によっても、必要な介入が異なると思います。依存性の高い要因がある場合には、専門医療による治療的介入や、依存症回復のためピアグループなど必要になるケースもあるだろうと思います。家族のいる人の再犯防止・社会復帰には、加害者家族への介入・支援なども、必要かもしれません。そのあたりは、具体的な記載が少いようですが、他の計画に記載がありますか。 52 ページの「保護司の不足や高齢化」は、重要な社会的課題の一つなのでは、と感じます。「コラム」よりも、重い扱いでもいいのではないのでしょうか。 | 国、都及び刑事司法関係機関の権限において、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導等の具体的な取組を実施しております。本市としましては、住民に最も身近な基礎自治体の役割を重視し、地域で安定した生活を送れるよう支援してまいります。 保護司の不足や高齢化については、国の責務として、保護司の活動場所である「更生保護サポートセンター」の設置や保護司活動のデジタル化の推進等の取組が進められています。本市としても保護司の安定的確保が重要な社会的課題であると認識しておりますので、市の保護司会と内容的に協議し、保護司会活動への理解促進・周知啓発を目的としてコラム欄を掲載しました。引き続き保護司会活動について支援してまいります。 |

地域福祉計画修正箇所一覧

| No. | 項 | 御意見 | 検討結果 | | |
|-----|-----|--|--|---|---|
| | | | 素案 (第4回委員会資料) | 修正案 (第5回委員会資料) | 概要 |
| 1 | P7 | (関係団体等御意見) 図表がわかりにくい。また、のびゆく子どもプラン小金井(小金井市子ども・子育て支援事業計画)の位置づけを再検討されたい。(P6 法的根拠への掲載、P 1 7 8 図表との整合等) | 省略 | 省略 (計画案参照) | P 7 の図表を修正しました。 P 6 の法的根拠については保健福祉総合計画に包含される計画の法的根拠を整理しているため、のびゆく子どもプラン小金井については記載しません。 |
| 2 | P10 | (関係団体等御意見) 「世帯人員はほぼ横ばい」の説明は「微減」が妥当ではないか。 | ② 世帯数 1 世帯当たりの世帯人員はほぼ横ばいで推移しており、令和5年10月1日で、1,988人となります。 | ② 世帯数 1 世帯当たりの世帯人員はほぼ横ばいで推移してきましたが、令和4年には2人を下回り、令和5年10月1日で1,988人となっています。 | 説明文を「ほぼ横ばいで推移してきましたが、令和4年には2人を下回り、」と修正しました。 |
| 3 | P12 | (関係団体等御意見) 6.5歳健康寿命の表に併せて「平均寿命」を掲載した方がわかりやすい。 | 省略 | 省略 (計画案参照) | P 1 2 の表を修正し「平均寿命」を記載しました。 ※市区町村別平均寿命の最新公表データ(厚労省)となる「令和2年値」を使用しています。 ※「65歳平均障害期間」は削除しています。 |
| 4 | P16 | (関係団体等御意見) アンケート調査結果について、前回との比較データを掲載できないか。また、P 2 0 の図表は参加状況の図表を掲載した方がよい。 | 省略 | 省略 (計画案参照) | P 1 6 からのアンケート調査結果に前回(第2期計画)との比較データを追記しました。 P 2 0 に参加状況の図表を掲載しました。 |

| | | 検討結果 | | | |
|-----|----------|--|--|---|---|
| No. | 項 | 御意見 | 素案 (第4回委員会資料) | 修正案 (第5回委員会資料) | 概要 |
| 5 | P30, P36 | (関係団体等御意見) 人権尊重と権利擁護事業の推進部分に市の成年後見利用促進計画策定について記載する。また、権利擁護センターを「中核機関」に定めている点について記載する。 | 記載なし | <p>P30</p> <p>2 基本目標 (1) 福祉のまちづくり ・本市の成年後見制度利用促進基本計画により中核機関として位置付けられる小金井市権利擁護センター(ふくしネットこがねい) (以下「権利擁護センター」という。)を基礎として、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援に取り組んでいきます。</p> <p>P36</p> <p>② 権利擁護事業の充実 10 権利擁護事業の推進 (中略) 加えて、本市の成年後見制度利用促進基本計画に基づき成年後見制度の周知・利用促進に努めるとともに、権利擁護センターにおいて、権利擁護を支える地域の担い手として市民後見人の育成を進めます。</p> | <p>P30及びP36に小金井市成年後見利用促進計画及び中核機関に関する内容を記載しました。 ※意思決定支援についても追記しています。</p> |
| 6 | P34 | (市修正) 文言修正 | <p>P36</p> <p>② 権利擁護事業の充実 10 権利擁護事業の推進 (中略) 加えて、成年後見制度の周知に努めるとともに、小金井市権利擁護センター(ふくしネットこがねい)において、権利擁護を支える地域の担い手として市民後見人の育成を進めます。</p> <p>(1) 福祉を支える基盤の整備 ① 暮らしやすいまちづくり 2 施設のバリアフリー化の推進 (中略) 東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新規に建設される届出が必要な対象建築物について、整備基準を満たせるよう指導します。</p> | <p>(1) 福祉を支える基盤の整備 ① 暮らしやすいまちづくり 2 施設のバリアフリー化の推進 (中略) 東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新設または改修される届出が必要な対象建築物について、整備基準を満たせるよう指導します。</p> | <p>「改修」も含まれるため文言を修正しました。</p> |
| 7 | P42, P43 | (委員会御意見) 民生委員・児童委員に関するコラムを掲載 地域福祉フェアシリテーターに関する説明を記載 | 記載なし | <p>省略 (計画案参照)</p> | <p>P42にコラム案を記載しました。 P43に文案を記載しました。 ※地域福祉フェアシリテーターとは何かを説明する内容、講座開催の目的を記載</p> |

| | | 検討結果 | | | |
|-----|-----|--|--|--|---|
| No. | 項 | 御意見 | 素案 (第4回委員会資料) | 修正案 (第5回委員会資料) | 概要 |
| 8 | P49 | (関係団体等御意見) 「国計画」における5つの基本方針が掲載されているが「必要な指導」などは国や都の仕事を、市としてできることを明確にするためにも、囲みの使い方がかみ砕いた分かりやすい表現が必要と思う。 | 4 再犯防止等の推進にあつての方針 (中略) 地域社会で孤立することなく立ち直っていくためには、刑事司法関係機関とともに地方公共団体、民間協力者等が一丸となつて支援に取り組むことが必要となります。 そのため、本市では、再犯防止推進法第3条に規定される基本理念及び国計画に掲げられた者等が地域社会の一員として円滑に社会に復帰することができるよう、関係機関・民間協力者等と連携し、必要な支援の実施や理解促進のための広報・啓発活動に取り組みます。 | 4 再犯防止等の推進にあつての方針 (中略) 地域社会で孤立することなく立ち直っていくためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があることが指摘されています。とともに地方公共団体、民間協力者等が一丸となつて支援に取り組むことが必要となります。 犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、寡物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがいない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在し、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する市の役割も重要となります。 そのため、本市では、再犯防止推進法第3条に規定される基本理念及び第二次再犯防止推進計画に掲げられる国の重点課題並びに都の主要な取組内容を踏まえ、就労や保健医療、福祉、教育など様々な分野の施策・取組について、再犯防止の視点を持って取りまとめました。また、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会に復帰することができるよう、関係機関・民間協力者等と連携し、必要な支援の実施や理解促進のための広報・啓発活動に取り組みます。 | 御意見の趣旨に沿って、市町村計画としての視点を重視し、分かりやすい表現に見直しました。 |
| 9 | P50 | (市修正) 事業名「住宅の確保等に対する支援」の施策内容の変更 | (事業名) 住宅確保要配慮者に対する居住支援 (施策内容) 住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮を要する者)に対して住まいを探すための相談支 | (事業名) 住宅の確保等に対する支援 (施策内容) 住宅の確保等に対する支援住まいが見つからずにお困りの方などに対して住まい探しに関する相談・支援等を充実させます。 | 事業名及び施策内容を変更しました。 |

| No. | 項 | 御意見 | 検討結果 | | |
|-----|-----|--|---|---|--|
| | | | 素案 (第4回委員会資料) | 修正案 (第5回委員会資料) | 概要 |
| 10 | | | 援を行います。 (担当) 関係各課 | また、 <u>TOKYO チャレンジネット</u> など住宅確保を支援する窓口へつなぎます。 (担当) <u>地域福祉課</u> | |
| 11 | P51 | (関係団体等御意見) 教育との連携の項目が必要ではないか。発達障がいやグレーゾーンと言われる子どもたちへの対応、闇アルバイトと言われる犯罪に結びつきやすい世代への教育は重要と考える。 | 記載なし | 省略 (計画案参照) | 「(3) 学校と連携した就学支援等の実施」を新設し、担当課と施策内容を調整の上、新たな事業を位置づけました。 |
| 12 | P52 | (関係団体等御意見) 保護司会だけが取り上げられているが、更生保護女性会、BBS会もあるので、入れていただきたい。 | (3) 広報・啓発活動の促進と民間協力者等との連携 犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について、関心と理解を深める取組を推進します。また、民間協力者等と市が連携協力し、民間協力者等が活動しやすい環境づくりに努めます。 | 省略 (計画案参照) | P52のとおり修正しました。 (用語解説も追記) |
| | | | (4) 広報・啓発活動の促進と民間協力者等との連携 犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について、関心と理解を深める取組を推進します。また、立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることを防ぐ更生保護には、 <u>保護司や更生保護施設をはじめ、更生保護女性会、BBS、協力雇用主などたくさんの人や団体がかかわっており、こうした民間協力者等と市が連携協力し、民間協力者等が活動しやすい環境づくりに努めます。</u> | | |

※上記の他、軽微な修正を行っています。

- 「づけ」を「付け」漢字に変換
- 基本目標1及び2についても社協関連事業は担当欄に「社会福祉協議会」と記載

第3期小金井市保健福祉総合計画 (案)

地域福祉計画抜粋（令和6年1月19日現在）

令和6年3月
小金井市

目次

| | |
|------------------------------|-----------|
| 地域福祉計画..... | 1 |
| 第1章 計画策定にあたって..... | 3 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 3 |
| 2 地域福祉とは..... | 4 |
| 3 計画の位置付け..... | 5 |
| 4 計画期間..... | 8 |
| 5 策定体制..... | 8 |
| 第2章 市の現状と課題..... | 9 |
| 1 統計資料から..... | 9 |
| 2 アンケート調査から..... | 16 |
| 3 地域福祉をめぐる動向..... | 24 |
| 4 市の保健福祉を取り巻く課題..... | 26 |
| 第3章 計画の理念と目標..... | 29 |
| 1 計画の理念..... | 29 |
| 2 基本目標..... | 30 |
| 3 施策体系..... | 32 |
| 第4章 施策の展開..... | 34 |
| 基本目標1 福祉のまちづくり..... | 34 |
| 基本目標2 包括的支援体制の構築..... | 39 |
| 基本目標3 地域活動の活性化..... | 42 |
| 第5章 小金井市再犯防止推進計画..... | 45 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 45 |
| 2 計画の位置付け..... | 45 |
| 3 小金井市の現状..... | 46 |
| 4 再犯防止等の推進にあたっての方針..... | 49 |
| 5 具体的施策..... | 50 |
| 第6章 計画の推進..... | 54 |
| 1 計画の推進体制..... | 54 |
| 2 計画の評価方法..... | 55 |

障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 57

第1章 計画策定の趣旨について 59

- 1 計画策定の趣旨・背景 59
- 2 国の障害者施策の流れ 61
- 3 計画の位置付け 64
- 4 計画の期間 67
- 5 計画の策定体制 67

第2章 市の現状と課題 68

- 1 統計資料から 68
- 2 アンケート調査結果からみた現状 72
- 3 小金井市の障がい者福祉の課題 110

第3章 計画の基本的な考え方 117

- 1 基本理念（小金井市障がい者ビジョン） 117
- 2 基本目標 118
- 3 計画の体系 120

第4章 施策の展開（具体的な取組の推進） 121

- 基本目標1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり 121
- 基本目標2 障がいのある人の社会参加や就労に向けた自立の基盤づくり 124
- 基本目標3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり 129
- 基本目標4 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり 142

第5章 数値目標とサービスの見込量（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画） 147

- 1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における目標の進捗状況 147
- 2 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における数値目標設定について【成果目標】 150
- 3 障害福祉サービス・障害児支援の見込量 157
- 4 地域生活支援事業の見込量 166

第6章 計画の推進 171

- 1 計画の推進 171

第9期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（小金井市地域包括ケア推進計画） 173

| | |
|--------------------------------------|------------|
| 第1章 計画策定の背景と目的 | 175 |
| 1 計画の目的..... | 175 |
| 2 踏まえるべき背景や動向など..... | 176 |
| 3 計画の位置付け..... | 178 |
| 4 計画の期間..... | 179 |
| 5 国における第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針の考え方..... | 180 |
| 6 計画策定体制..... | 181 |
| 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題 | 183 |
| 1 人口..... | 183 |
| 2 世帯..... | 185 |
| 3 要介護・要支援認定者..... | 186 |
| 4 認知症高齢者..... | 187 |
| 5 圏域の特徴..... | 189 |
| 6 前期計画の評価..... | 196 |
| 第3章 計画の基本理念と視点 | 220 |
| 1 基本理念..... | 220 |
| 2 視点..... | 221 |
| 第4章 施策の展開 | 224 |
| 1 高齢者保健福祉施策の体系図..... | 224 |
| 2 施策の展開..... | 226 |
| 基本目標1 生きがいのある充実した生活の支援..... | 226 |
| 基本目標2 地域で自立して暮らし続ける仕組みづくり..... | 232 |
| 基本目標3 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと人材育成..... | 244 |
| 第5章 介護保険事業の推進 | 250 |
| 1 介護保険事業の基本的な考え方..... | 250 |
| 2 介護保険事業の現状分析..... | 251 |
| 3 自立支援・介護予防・重度化防止に関する取り組み及び目標設定..... | 262 |
| 4 介護給付適正化に関する取り組み及び目標設定..... | 266 |
| 5 サービス見込量の推計..... | 268 |
| 6 施設整備に関する推計と高齢者の住まいについて..... | 272 |
| 7 地域支援事業の推計..... | 274 |
| 8 第1号被保険者の介護保険料..... | 276 |
| 9 介護保険制度を円滑に運営するための方策..... | 280 |

| | |
|-----------------------------|------------|
| 第6章 計画の推進 | 283 |
| 1 計画の推進体制..... | 283 |
| 2 計画の評価方法..... | 284 |
| | |
| 健康増進計画（第3次） | 285 |
| | |
| 第1章 計画策定の背景と目的 | 287 |
| 1 計画策定の背景..... | 287 |
| 2 計画策定の目的..... | 289 |
| 3 計画の位置付け..... | 290 |
| 4 計画の期間..... | 291 |
| | |
| 第2章 市の現状と課題 | 292 |
| 1 統計資料からみた市の現状..... | 292 |
| 2 アンケート調査の結果..... | 300 |
| 3 現計画の評価..... | 322 |
| 4 現計画の課題..... | 326 |
| | |
| 第3章 計画の理念と目標 | 330 |
| 1 計画の理念..... | 330 |
| 2 基本目標..... | 331 |
| 3 計画の体系..... | 332 |
| | |
| 第4章 施策の展開 | 333 |
| 1 施策の展開..... | 333 |
| 基本目標1 生活習慣病の発症予防・重症化予防..... | 333 |
| 基本目標2 生活習慣の改善..... | 338 |
| 基本目標3 健康を育む環境整備..... | 350 |
| | |
| 第5章 計画の推進 | 352 |
| 1 計画の推進体制..... | 352 |
| 2 計画の評価方法..... | 353 |

地域福祉計画



計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーといった制度の狭間で支援が届かないケースや、個人・世帯単位で複数の課題が重なるケースなど、これまでの高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな課題が多く発生しています。さらに、私たちの生活を脅かす地震や台風などの自然災害、感染症等のさまざまな脅威や不安が高まっています。

コロナ禍により社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題等が深刻化し、これまで福祉サービスを利用したことがない方々の課題も顕在化しました。あらゆる世代の人々が様々な困難に直面し、孤独・孤立に陥りやすい状況にあります。

こうした状況下において、地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが求められています。

平成29年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布に基づく「社会福祉法」（平成30年4月施行）の改正では、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。このため、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されました。また、有識者による地域共生社会推進検討会において、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討が進められました。

その中で、市町村は、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応し、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制、いわゆる包括的な支援体制を整備するよう努めることとされました。こうした包括的な支援体制の構築を実現するための施策として、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が国により創設され、包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。

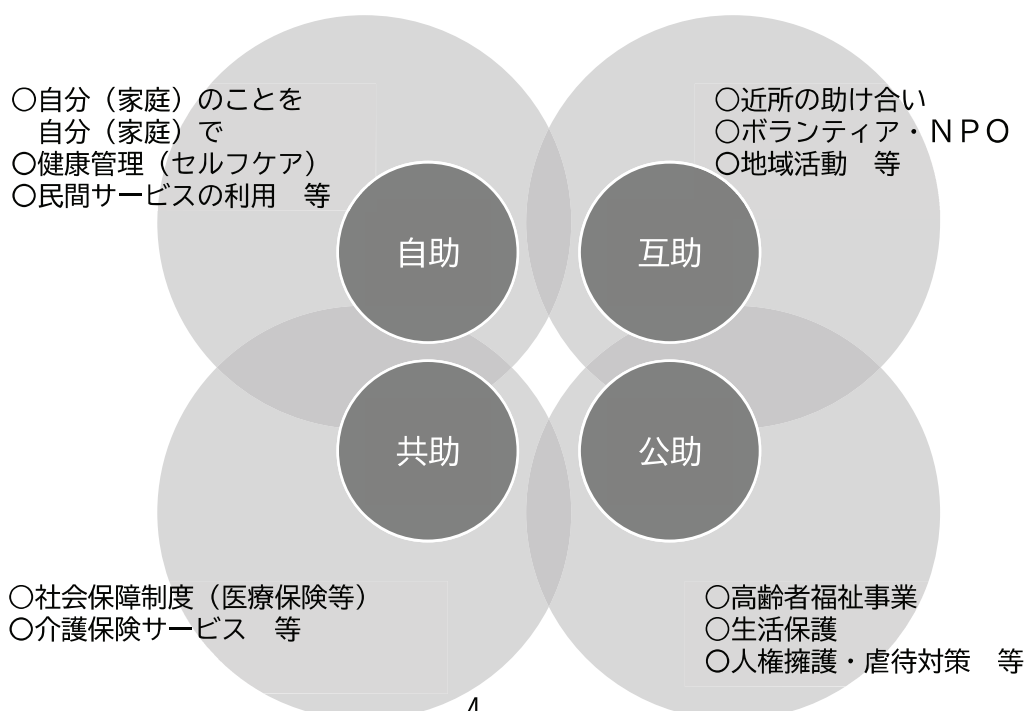
さらに、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められおり、我が国においてもSDGsの実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。一人ひとりが自分らしく生きるため、国籍、性、年齢、障がいの有無など様々な多様性を尊重し、支え合いながら共に暮らすことのできる社会の実現が必要です。

小金井市（以下、「本市」という。）では、すべての住民が互いに支えあい、誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまちをめざし、平成30年3月に「第2期小金井市保健福祉総合計画」を策定し、地域の住民をはじめ、社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人等の多様な主体と行政とが連携し、地域における生活課題を解決する仕組みづくりや取組を進めてきました。このたび、平成30年3月に策定した「第2期小金井市保健福祉総合計画」が令和5年度に終了することから、社会状況や制度の変化に対応するため、新たに「第3期小金井市保健福祉総合計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、子どもから大人まで地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などが連携・協力し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉を推進するためには、「自助：個人・家庭の取組」「互助：地域の取組」「共助：社会保障制度等」「公助：行政の取組」を基本として、地域の一人ひとりが役割を果たしながら連携・協力をすることが大切です。



3 計画の位置付け

(1) 法令上の位置付け

地域福祉計画とは、社会福祉法（以下「法」という。）第107条に基づき、行政と福祉の専門職等の関係機関、住民が一体となって地域福祉を推進するために、地域における生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について市町村が定める計画です。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「小金井市成年後見制度利用促進基本計画」と整合性を図り、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「小金井市再犯防止推進計画」を包含しています。

（社会福祉法 第107条）

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（再犯の防止等の推進に関する法律 第8条）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 保健福祉総合計画の位置付け

本市が平成30年3月に策定した第2期小金井市保健福祉総合計画では、平成29年6月の社会福祉法改正の趣旨を鑑み、地域福祉計画を、本市の保健福祉に係る各計画に共通する基本的な視点や理念を示す上位計画と位置付けています。

また、地域福祉計画は、本市の子どもと子育て家庭を支援するための施策を示す「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」における基本的な視点や理念を示す計画としても位置付けています。

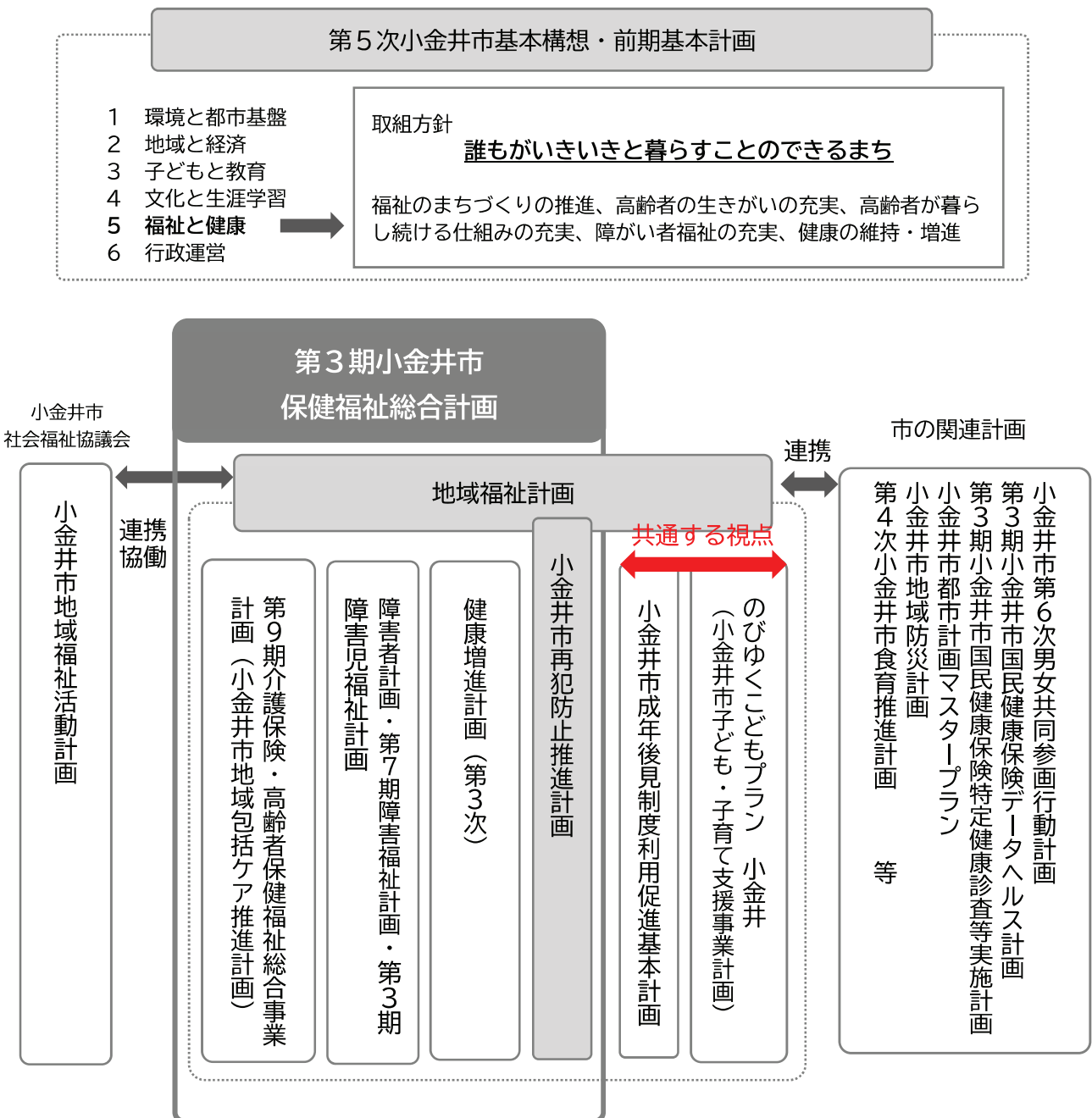
本計画においてもこの考えを踏襲し、子ども・子育て支援事業計画も含めた保健福祉に係る各計画に共通する基本的な視点や理念を示す地域福祉計画のもと、地域福祉計画、健康増進計画（第3次）、障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画を1冊に綴じた計画として位置付けます。

| 第3期小金井市保健福祉総合計画に包含される各計画策定の法的根拠 | |
|---------------------------------------|---|
| 計画名 | 計画策定の根拠法 |
| 地域福祉計画 | 社会福祉法第107条 |
| 障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 | 障害者基本法第11条第3項 障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20 |
| 第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（小金井市地域包括ケア推進計画） | 老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条 |
| 健康増進計画（第3次） | 健康増進法第8条第2項 |

(3) 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」の趣旨を踏まえて策定し、福祉と健康分野の政策の取組方針「誰もがいきいきと暮らすことのできるまち」を実現するため、保健福祉に関する各分野に共通する視点を示す計画です。

また、小金井市社会福祉協議会が定める「小金井市地域福祉活動計画」とは、地域福祉の推進という共通の目的のもと、両計画が車の両輪となるよう、市と社会福祉協議会が協働、役割分担し、総合的に地域福祉の推進をめざします。



4 計画期間

本計画に包含する障害福祉計画・障害児福祉計画および介護保険事業計画の計画期間は3年間と法的に定められています。

本計画に含まれる、保健福祉分野に共通する基本的な考え方を示す地域福祉計画、健康増進計画についても、障害福祉計画・障害児福祉計画および介護保険事業計画の計画期間とずれが生じないように、令和6年度から11年度までの6年間で計画期間とします。

今後の6年間で、「基本構想・基本計画」の改定と数年の差が生じる期間が発生しますが、「基本構想・基本計画」が改定された時点で、本計画の内容も再検討するなど、最上位計画と齟齬が生じないように配慮します。

また、国の福祉施策や、社会経済情勢に著しい変化があった場合にも、必要に応じて施策を検討し、計画の見直しを行います。

計画の期間

| 令和5年度 (2023年) | 令和6年度 (2024年) | 令和7年度 (2025年) | 令和8年度 (2026年) | 令和9年度 (2027年) | 令和10年度 (2028年) | 令和11年度 (2029年) |
|------------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------------|-------------------|-------------------|
| 基本構想・基本計画 第5次前期 | | | 基本構想・基本計画 第5次後期 | | | |
| 保健福祉総合計画 | | | | | | |
| 地域福祉計画 | | | | | | |
| 健康増進計画 | | | | | | |
| 障害者計画 | | | | | | |
| 障害福祉計画・障害児福祉計画 | | | | 障害福祉計画・障害児福祉計画 | | |
| 介護保険・高齢者 保健福祉総合事業計画 | | | | 介護保険・高齢者 保健福祉総合事業計画 | | |

5 策定体制

本計画の策定に当たっては、令和4年度から5年度にかけて市の附属機関である「地域福祉推進委員会」「地域自立支援協議会」「介護保険運営協議会」「市民健康づくり審議会」において、学識経験者、福祉関係者および一般市民の方と共に、各分野別計画の検討を進めました。

さらに、市民、市内の民間事業者、市民活動団体等を対象としたアンケート調査や、パブリックコメントの実施を通じ、市民や関係者等の意見を反映させた計画策定に努めました。



第 2 章

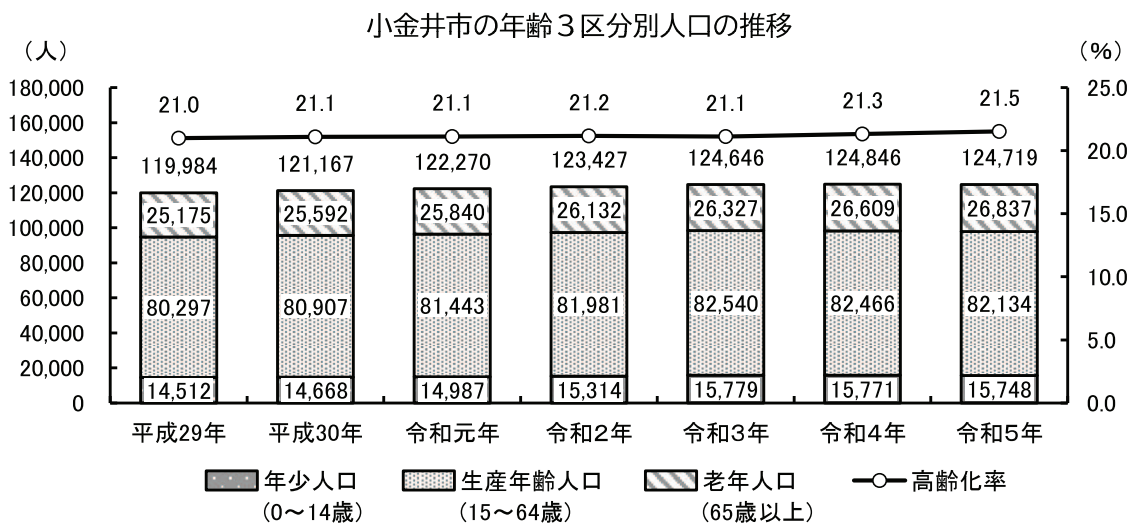
市の現状と課題

1 統計資料から

(1) 人口・世帯

① 人口

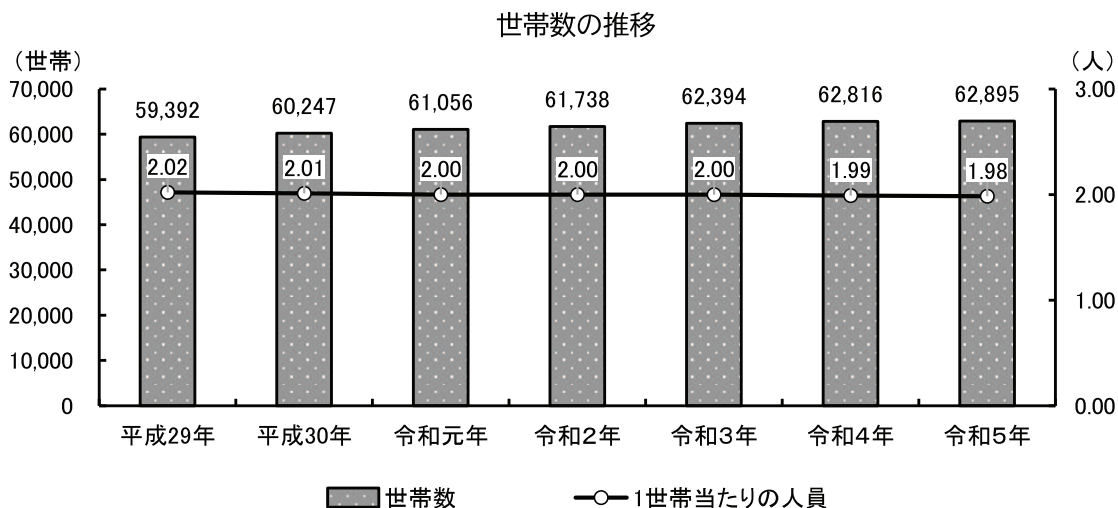
本市の人口は平成29年から令和3年にかけて、どの人口区分においても微増となっています。しかし、令和3年以降は、年少人口、生産年齢人口は減少する一方で、老年人口は増加しています。また、65歳以上の老年人口が全体に占める割合（高齢化率）はほぼ横ばいで推移しています。



資料：小金井市住民基本台帳(各年10月1日現在)

② 世帯数

1世帯当たりの世帯人員はほぼ横ばいで推移してきましたが、令和4年には2人を下回り、令和5年10月1日で1.98人となっています。

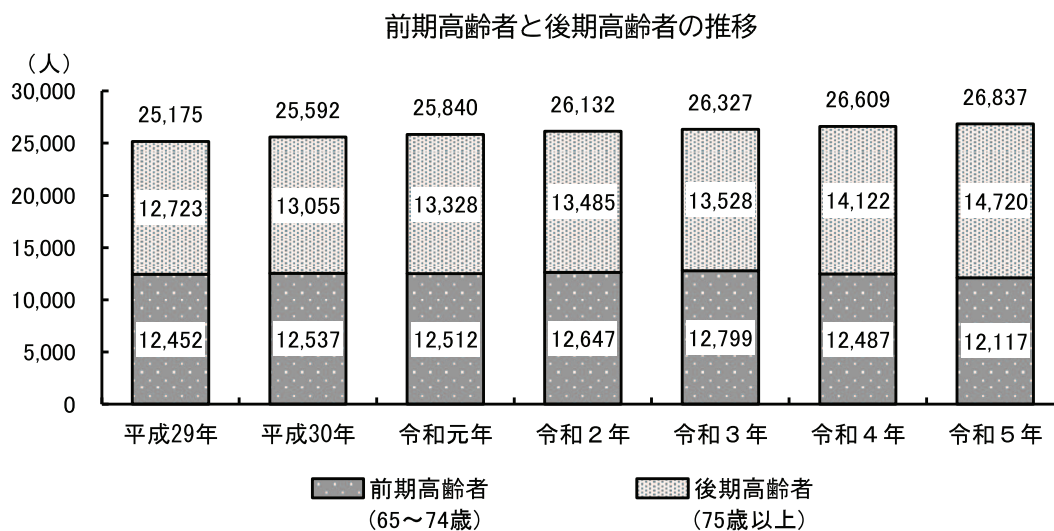


資料：小金井市住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2) 高齢者

① 前期高齢者・後期高齢者

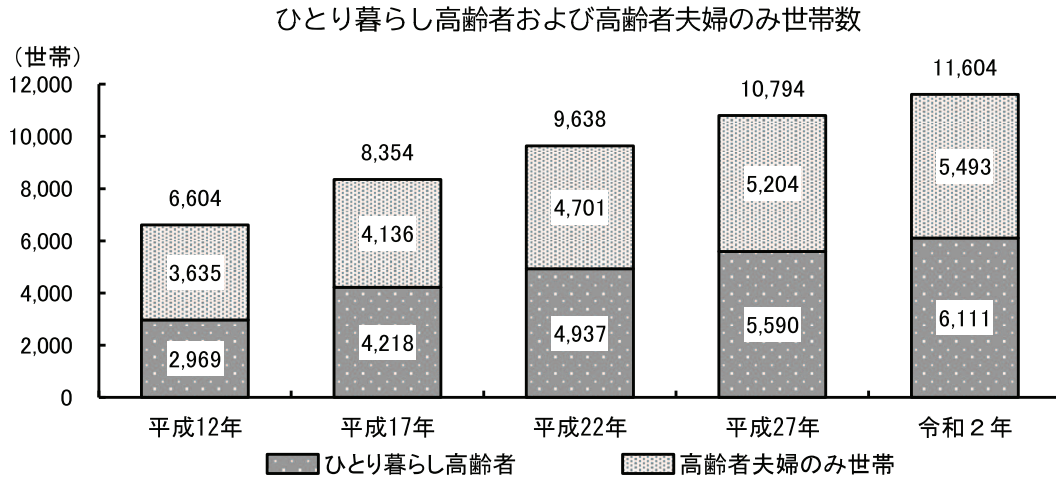
令和3年までは、前期高齢者数と後期高齢者数のどちらも概ね増加傾向にあります。近年は後期高齢者が増加し続ける一方、前期高齢者は減少傾向となります。令和5年の前期高齢者数は12,117人、後期高齢者数は14,720人です。



資料：小金井市住民基本台帳(各年10月1日現在)

② 高齢者世帯

ひとり暮らし高齢者世帯数および高齢者夫婦のみ世帯数は共に増加傾向にあります。

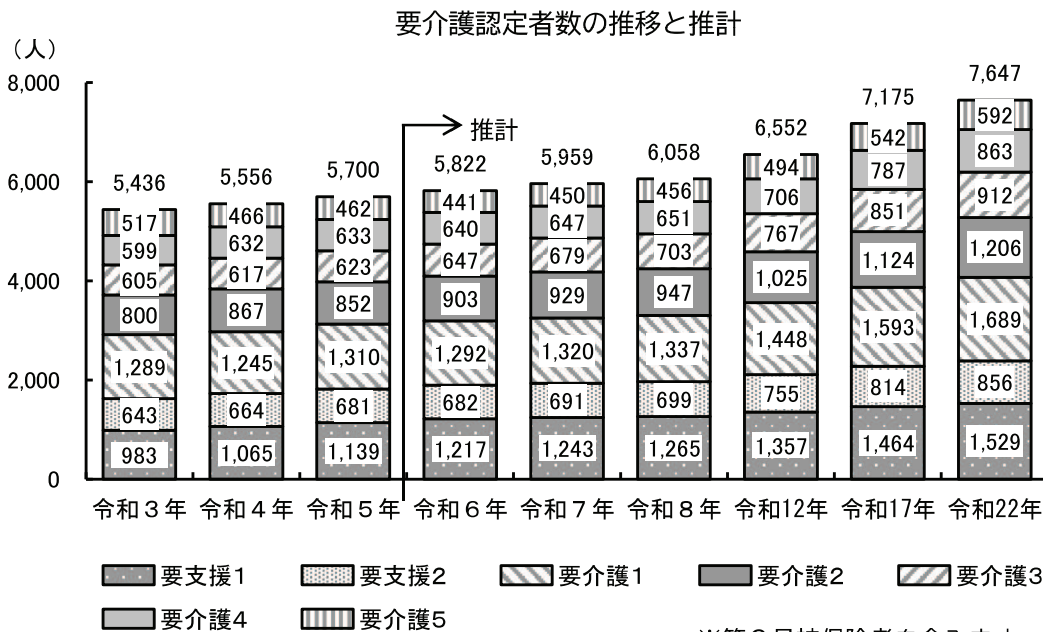


資料：国勢調査(各年)

③ 要介護認定者

介護保険の要介護認定を受けた要介護認定者数は毎年増加しています。

一方、高齢者が要介護認定を受けるまでの年齢を平均的に示す、東京都保健医療局「令和3年 都内各区市町村の65歳健康寿命」による健康寿命算出結果をみると、男女共に都の平均値を超えており、元気な高齢者も多い地域となっています。



※第2号被保険者を含みます。

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(各年9月末日現在)

推計値は厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』に基づく値
(各年10月1日現在)

平均寿命と65歳健康寿命

単位：歳

| | 平均寿命 | | 65歳健康寿命 | | |
|------|------|------|---------|-------|-------|
| | 男 | 女 | 区分 | 男 | 女 |
| 東京都 | 81.8 | 87.9 | 要介護2 | 83.01 | 86.19 |
| | | | 要支援1 | 81.37 | 82.99 |
| 小金井市 | 82.7 | 88.9 | 要介護2 | 84.14 | 86.88 |
| | | | 要支援1 | 82.24 | 83.13 |

資料：厚生労働省「市区町村別平均寿命」令和2年値

※平均寿命：0歳の人が今後何年生きられるか（0歳の人々の平均余命）の平均値

資料：東京都保健医療局「令和3年 都内各区市町村の65歳健康寿命」

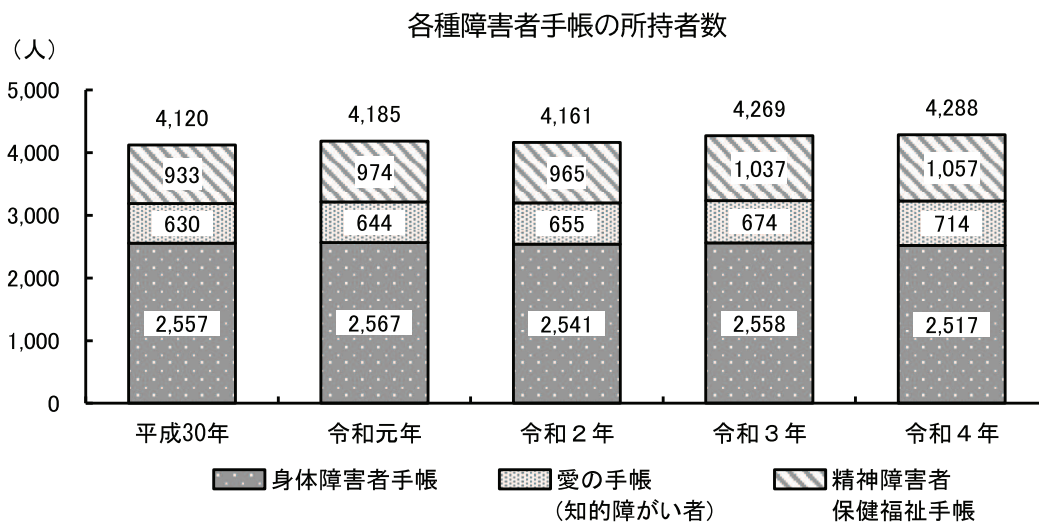
※65歳健康寿命（東京保健所長会方式）とは、65歳の人々が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すもの（健康で日常生活に制限なく自立して暮らせる期間）

要支援1：要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合

要介護2：要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合

（3）障がいのある人

障がいのある人は増加傾向にあり、令和4年4月1日現在、各種障害者手帳の所持者数は合計で4,288人となっています。障がいの種類別にみると、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加しています。

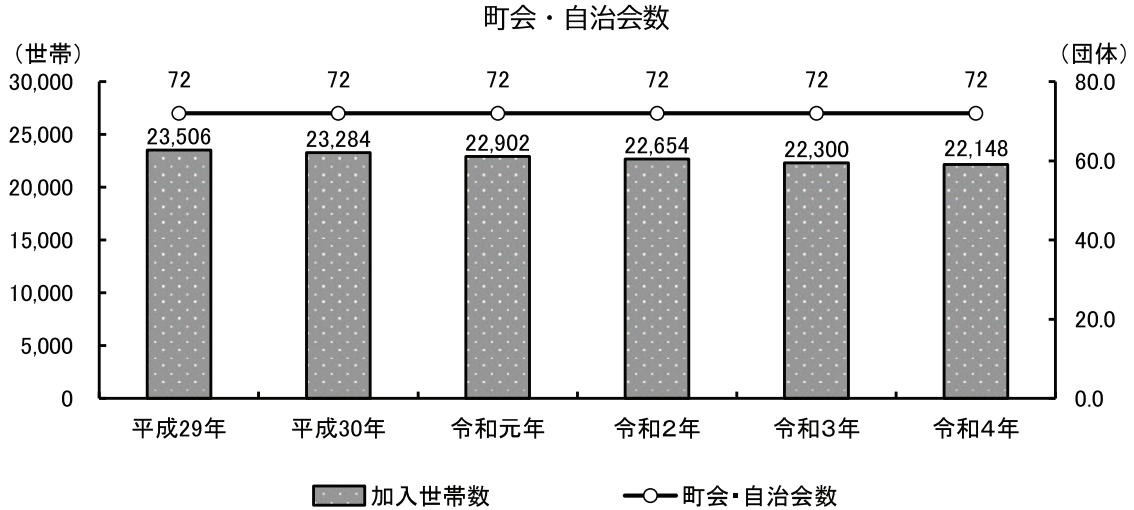


資料：小金井市「小金井市事務報告書」（各年4月1日現在）

(4) 地域活動

① 町会・自治会

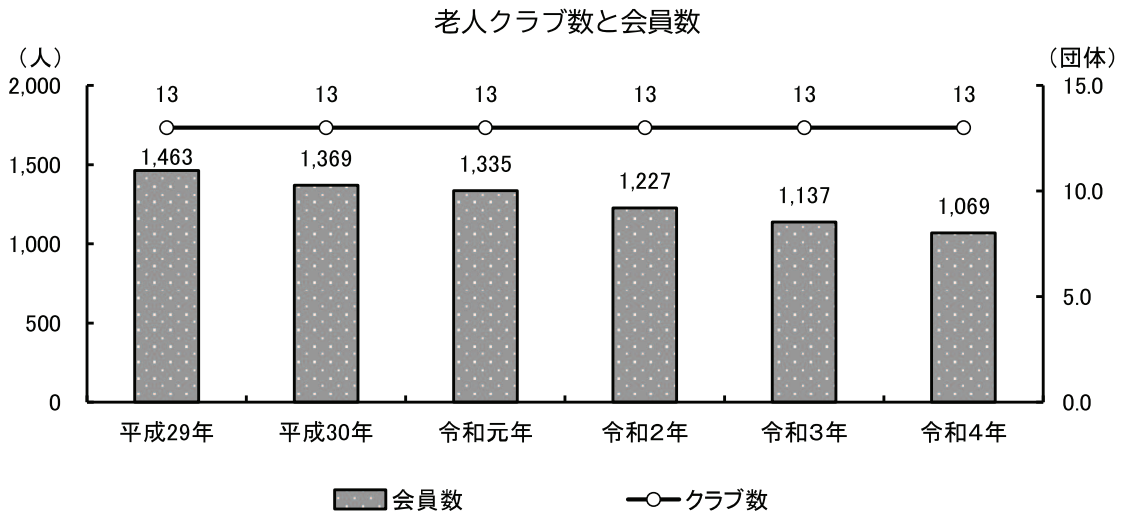
町会・自治会数は横ばいで推移しており、加入世帯数は減少し続けています。



資料：小金井市「小金井市事務報告書」(各年)

② 老人クラブ

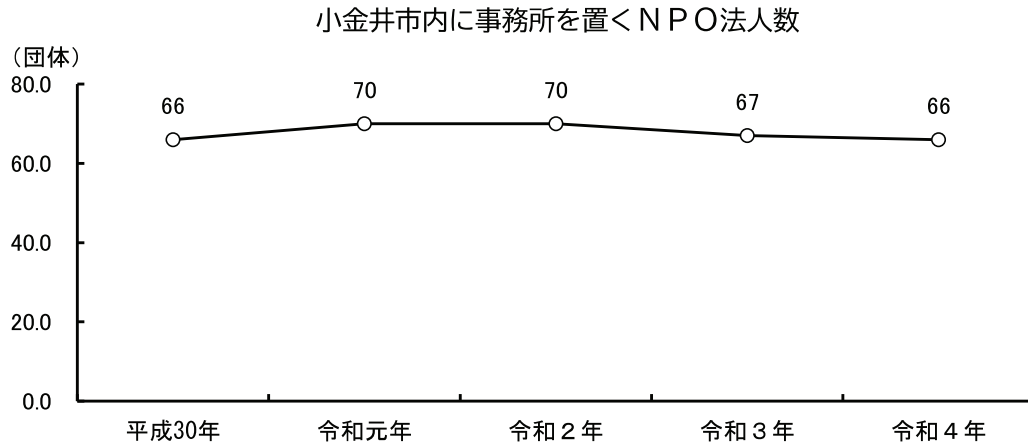
老人クラブ数は、一定して13団体となっています。会員数は減少傾向にあり、令和4年の会員数は1,069人となっています。



資料：小金井市「小金井市事務報告書」(各年4月1日現在)

③ NPO法人

NPO法人数は令和2年以降減少傾向にあり、令和4年では66団体となっています。

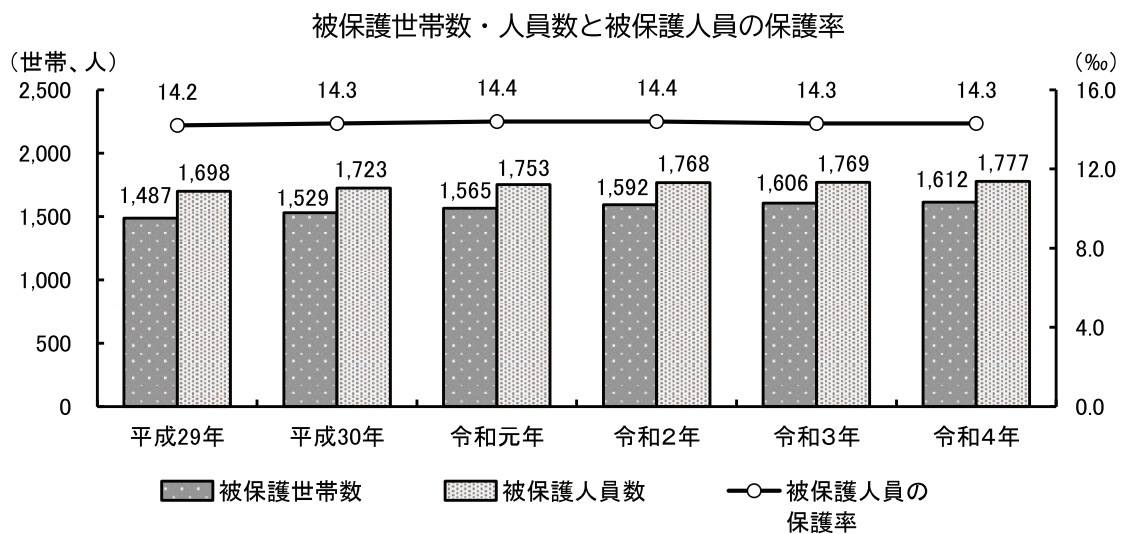


資料：東京市町村自治調査会「多摩地域データブック」(各年)

(5) 市民生活

① 生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数および被保護人員数は共に増加傾向にあり、被保護人員の保護率はほぼ横ばいで推移しています。



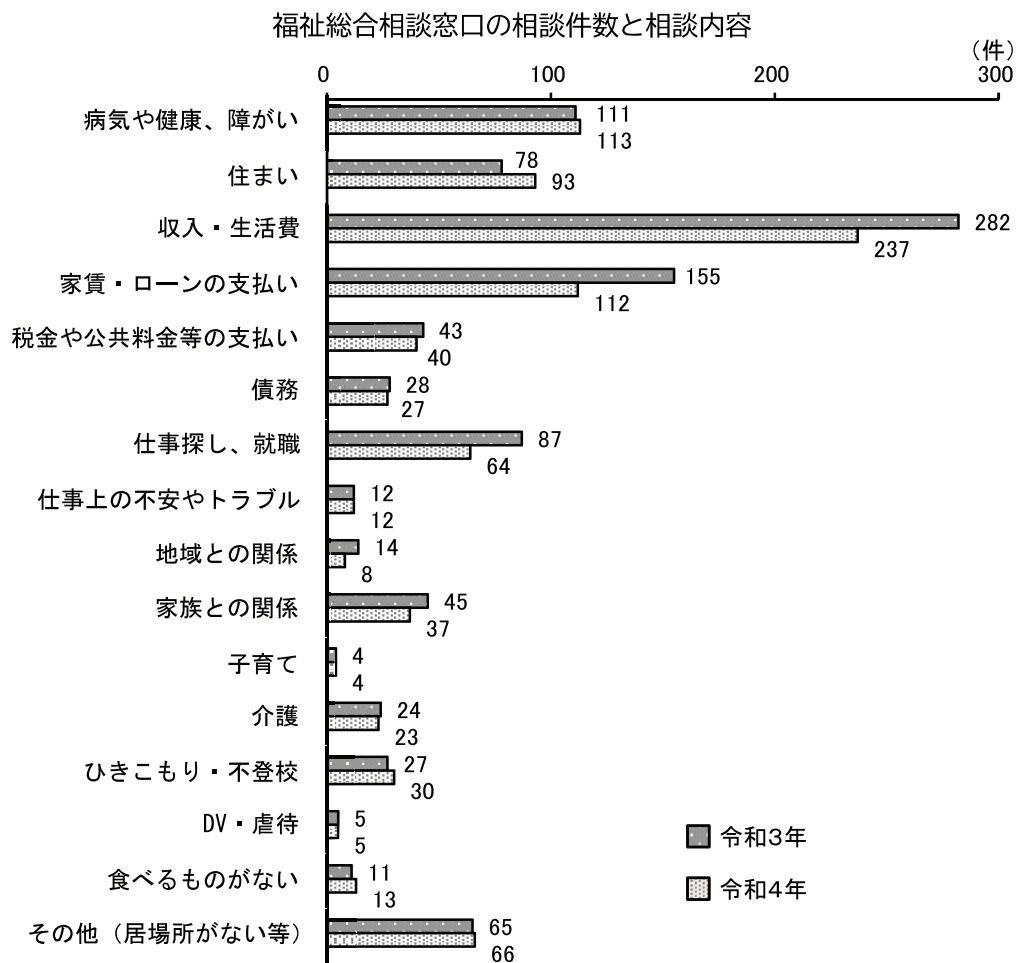
資料：小金井市「小金井市事務報告書」(各年)

② 福祉総合相談窓口

令和2年10月より、小金井市自立相談サポートセンター（自立相談支援事業）の機能を拡充し、福祉総合相談窓口を開設しました。

福祉総合相談窓口の相談件数（延べ件数）は、令和3年は991件、令和4年は884件となりました。

相談内容をみると、「収入・生活費」、「家賃・ローンの支払い」、「病気や健康、障がい」に関する相談が高くなっています。



資料：小金井市「小金井市事務報告書」（各年）

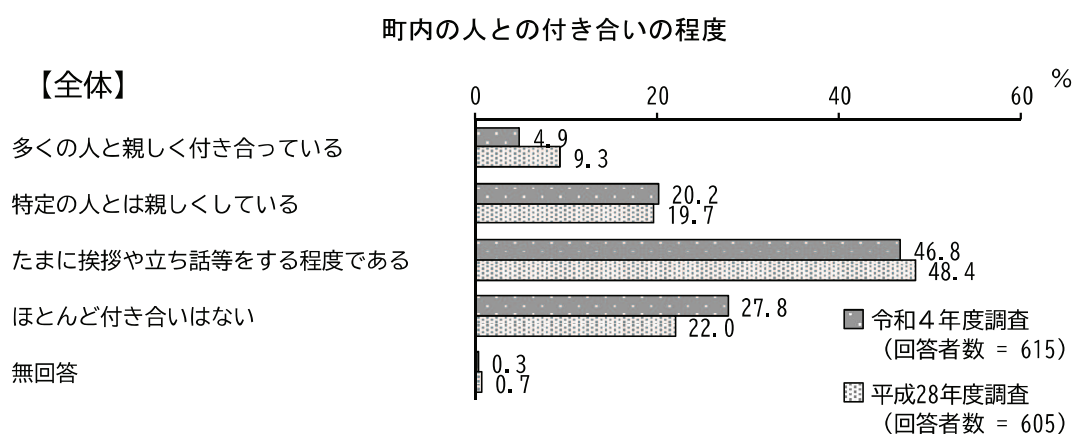
2 アンケート調査から

(1) 地域生活の状況

① 近所づきあいの状況（一般市民調査）

「たまに挨拶や立ち話等をする程度である」の割合が46.8%と最も高く、次いで「ほとんど付き合いはない」の割合が27.8%、「特定の人とは親しくしている」の割合が20.2%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「ほとんど付き合いはない」の割合が増加しています。



【年代別】

年代別にみると、他に比べ、18～29歳で「ほとんど付き合いはない」の割合が、30～49歳で「たまに挨拶や立ち話等をする程度である」と「ほとんど付き合いはない」の割合が、50～64歳および65歳以上で「たまに挨拶や立ち話等をする程度である」の割合が高くなっています。

単位：%

| 区分 | 回答者数(件) | 多くの人と親しく付き合っている | 特定の人とは親しくしている | たまに挨拶や立ち話等をする程度である | ほとんど付き合いはない | 無回答 |
|--------|---------|-----------------|---------------|--------------------|-------------|-----|
| 全体 | 615 | 4.9 | 20.2 | 46.8 | 27.8 | 0.3 |
| 18～29歳 | 53 | 1.9 | 18.9 | 37.7 | 41.5 | — |
| 30～49歳 | 223 | 2.2 | 18.4 | 42.2 | 36.8 | 0.4 |
| 50～64歳 | 170 | 3.5 | 19.4 | 52.4 | 24.7 | — |
| 65歳以上 | 166 | 10.8 | 22.9 | 51.2 | 14.5 | 0.6 |

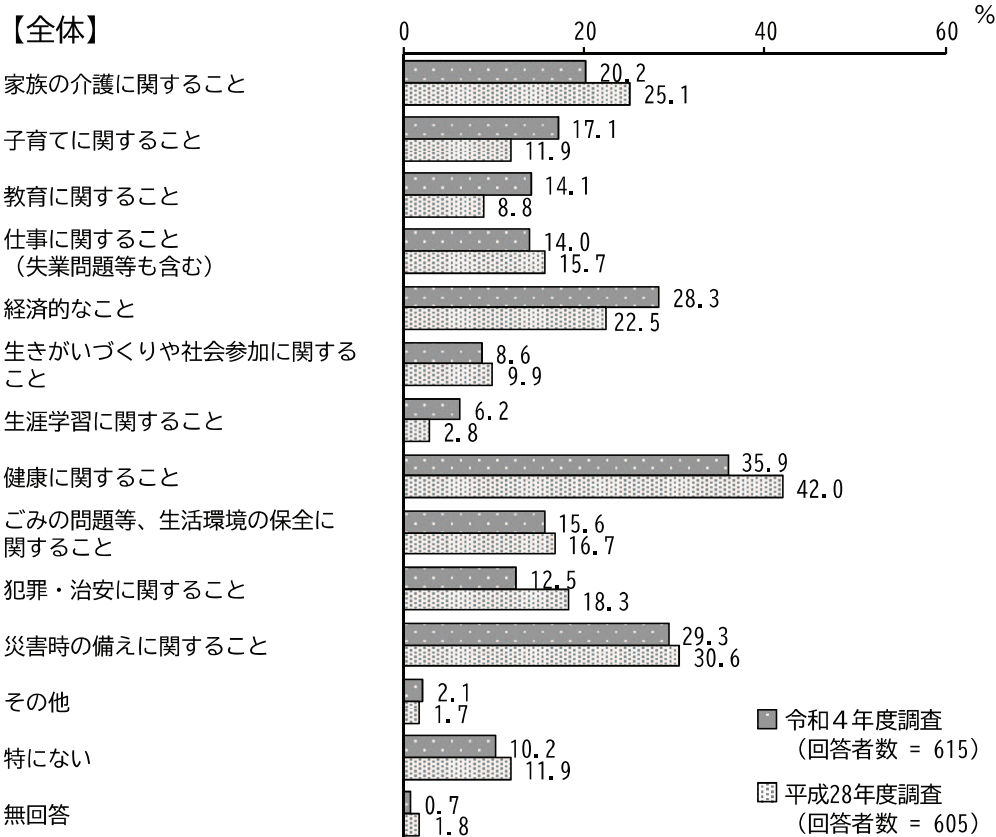
② 日常生活の中で不安や課題と感ずること（一般市民調査）

「健康に関すること」の割合が35.9%と最も高く、次いで「災害時の備えに関すること」の割合が29.3%、「経済的なこと」の割合が28.3%となっています。

性・年代別にみると、他に比べ、65歳以上の女性で「健康に関すること」の割合が、30～49歳の女性で「子育てに関すること」の割合が、18～29歳の女性で「仕事に関すること（失業問題等も含む）」の割合が、30～49歳の男性で「経済的なこと」の割合が高くなっています。

平成28年度調査と比較すると、「子育てに関すること」「教育に関すること」「経済的なこと」の割合が増加し、「健康に関すること」「犯罪・治安に関すること」の割合が減少しています。

日常生活の中で感ずる不安や課題（複数回答（3つまで））



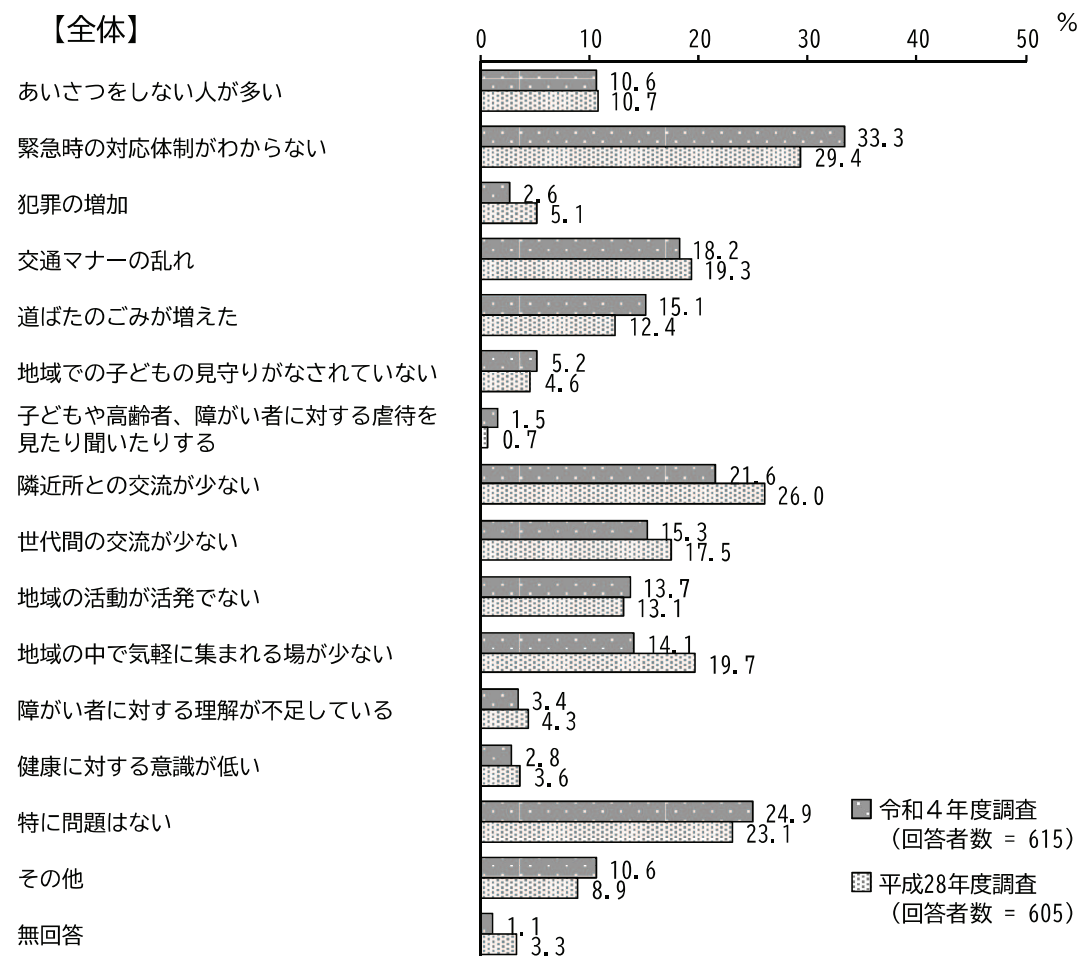
(2) 地域における課題

① 地域の中での問題点・不足していると思うもの（一般市民調査）

「緊急時の対応体制がわからない」の割合が33.3%と最も高く、次いで「特に問題はない」の割合が24.9%、「隣近所との交流が少ない」の割合が21.6%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」の割合が減少しています。

住んでいる地域にある問題点・不足していると思うもの（複数回答）

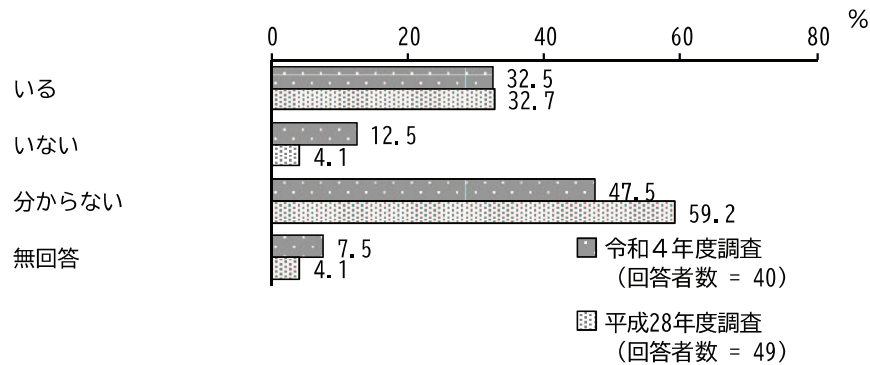


② 福祉サービスの利用に結びついていない人の有無（担い手調査）

支援が必要にもかかわらず、福祉サービスの利用に結びついていない人が周囲にいるかについて、「分からない」の割合が47.5%と最も高くなっています。

平成28年度調査と比較すると、「いない」の割合が増加しています。

福祉サービスの利用に結びついていない人の有無（全体）

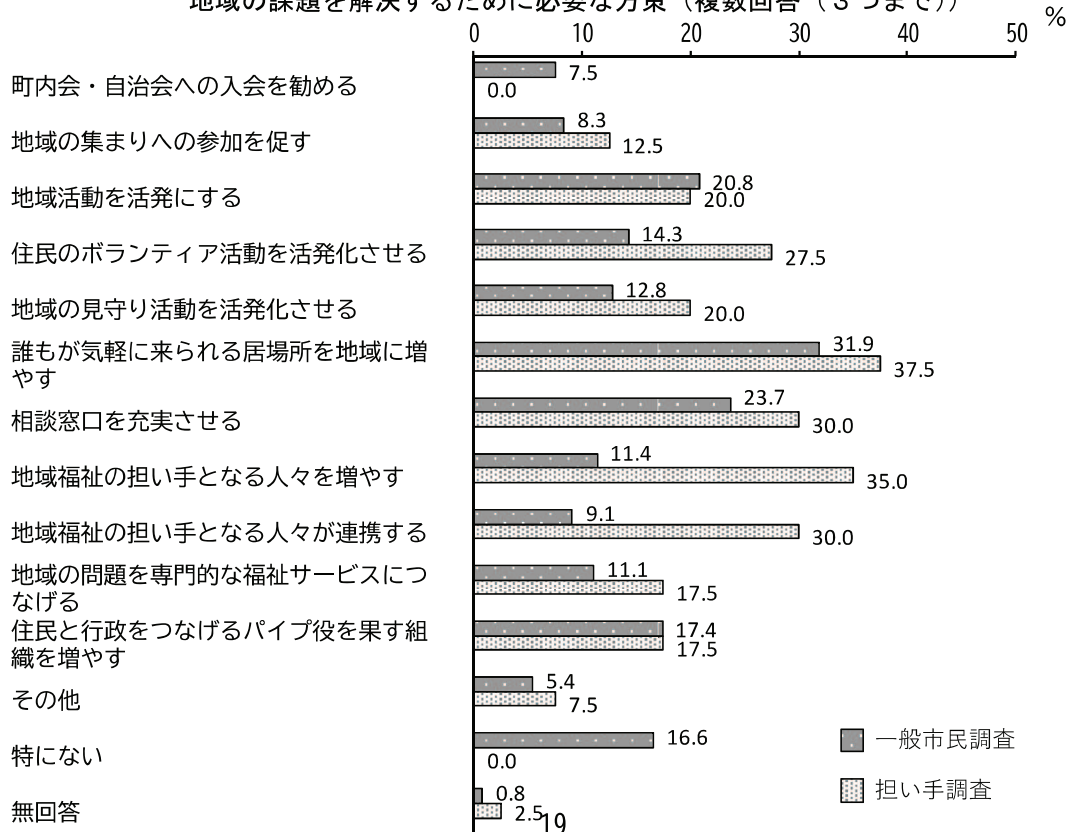


③ 地域の課題を解決するために必要な方策（一般市民・担い手調査）

一般市民調査では、「誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす」の割合が31.9%と最も高く、次いで「相談窓口を充実させる」の割合が23.7%、「地域活動を活発にする」の割合が20.8%となっています。

担い手調査では、「誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす」の割合が37.5%と最も高く、次いで「地域福祉の担い手となる人々を増やす」の割合が35.0%、「相談窓口を充実させる」、「地域福祉の担い手となる人々が連携する」の割合が30.0%となっています。

地域の課題を解決するために必要な方策（複数回答（3つまで））



(3) 地域活動・ボランティア活動

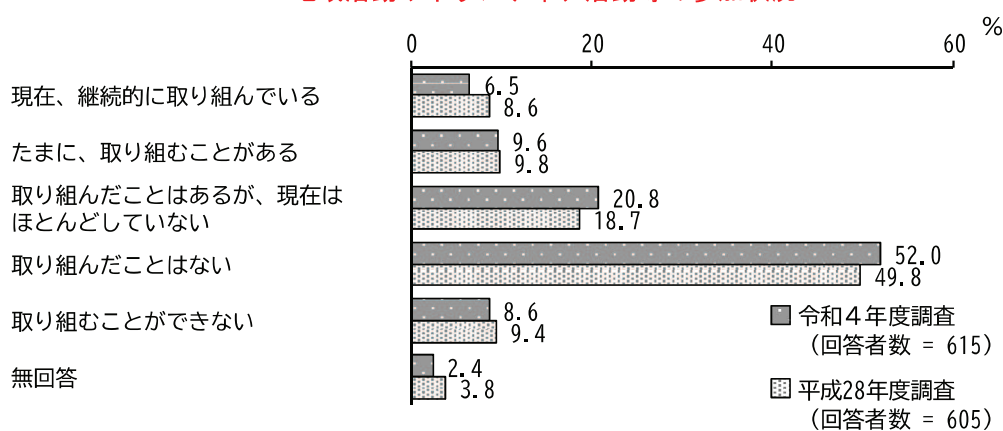
① 参加状況および活動・参加したいと思う条件（一般市民調査）

地域活動やボランティア活動等の参加状況（一般市民調査）は、「取り組んだことはない」の割合が52.0%と最も高くなっています。

また、活動・参加したいと思う条件については、「気軽に参加できる」の割合が51.7%と最も高く、次いで「身近なところで活動できる」の割合が36.7%、「活動時間や曜日を選べる」の割合が36.6%となっています。

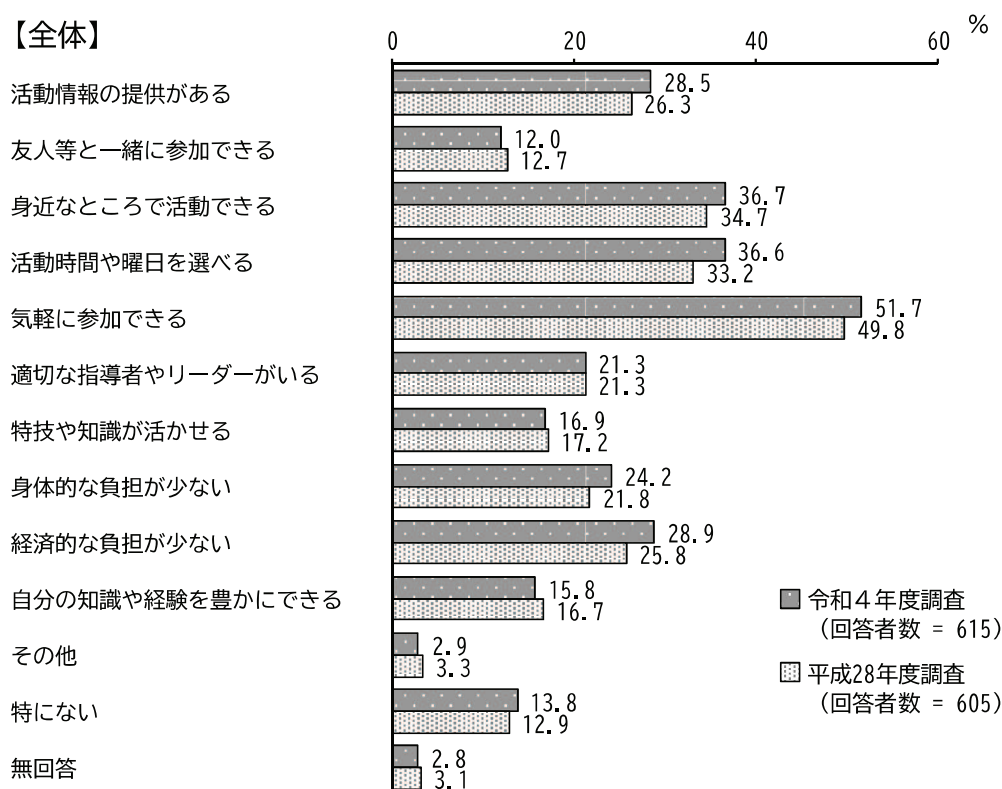
平成28年度調査と比較すると、参加状況、活動・参加したいと思う条件のいずれも大きな変化はみられません。

地域活動やボランティア活動等の参加状況



活動・参加しやすい条件（複数回答）

【全体】

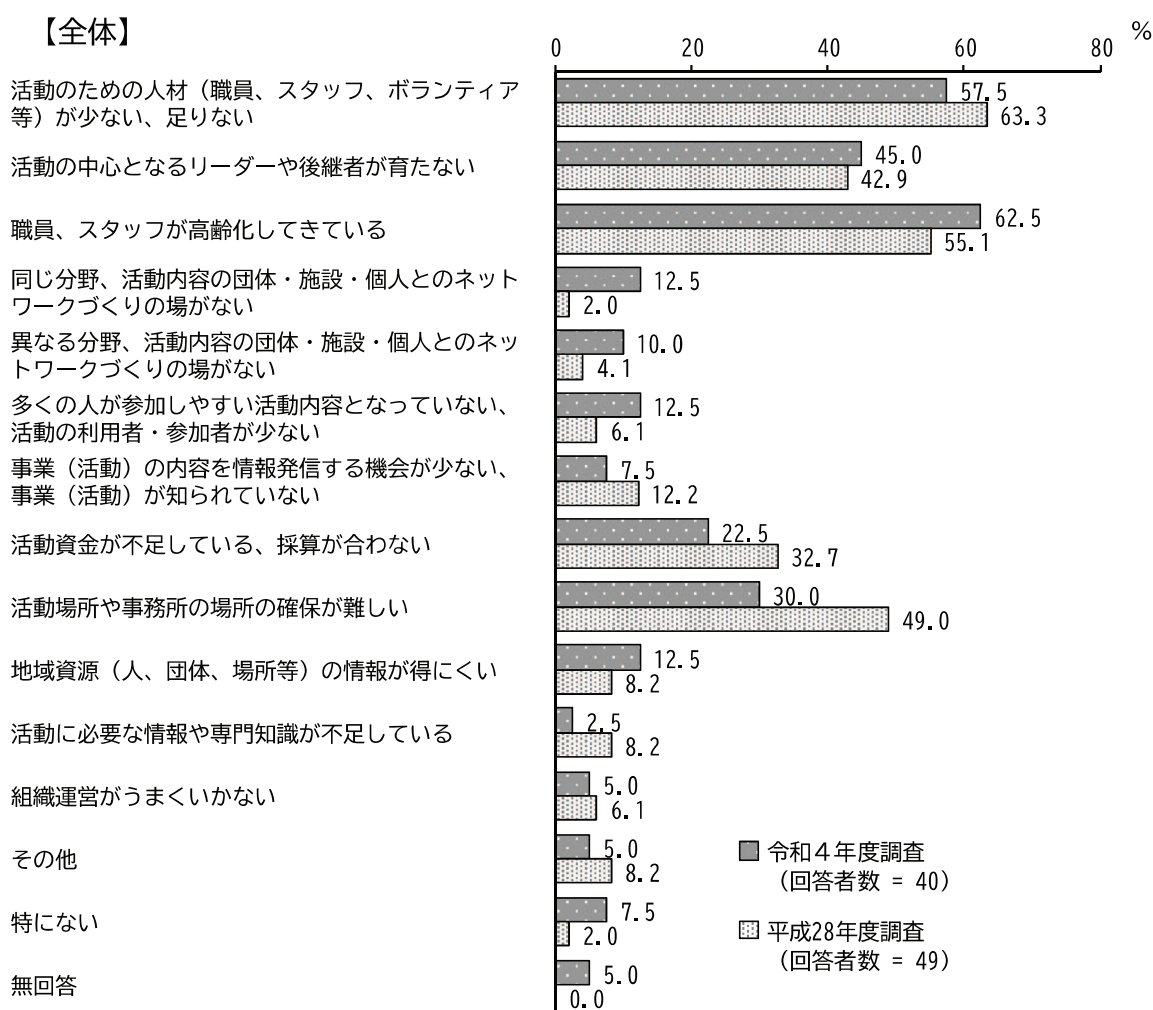


② 活動する上での課題（担い手調査）

「職員、スタッフが高齢化してきている」の割合が62.5%と最も高く、次いで「活動のための人材（職員、スタッフ、ボランティア等）が少ない、足りない」の割合が57.5%、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」の割合が45.0%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「職員、スタッフが高齢化してきている」「同じ分野、活動内容の団体・施設・個人とのネットワークづくりの場がない」「異なる分野、活動内容の団体・施設・個人とのネットワークづくりの場がない」「多くの人が参加しやすい活動内容となっていない、活動の利用者・参加者が少ない」「特にない」の割合が増加し、「活動のための人材（職員、スタッフ、ボランティア等）が少ない、足りない」「活動資金が不足している、採算が合わない」「活動場所や事務所の場所の確保が難しい」「活動に必要な情報や専門知識が不足している」の割合が減少しています。

活動する上での課題（複数回答）



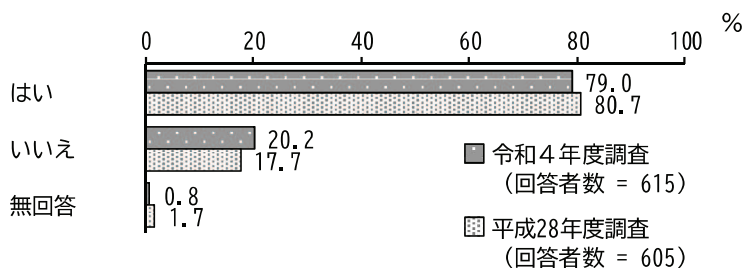
(4) 防災について

① 防災に対する考え（一般市民調査）

災害時の避難場所を知っているかについて、「はい」の割合が79.0%、「いいえ」の割合が20.2%となっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

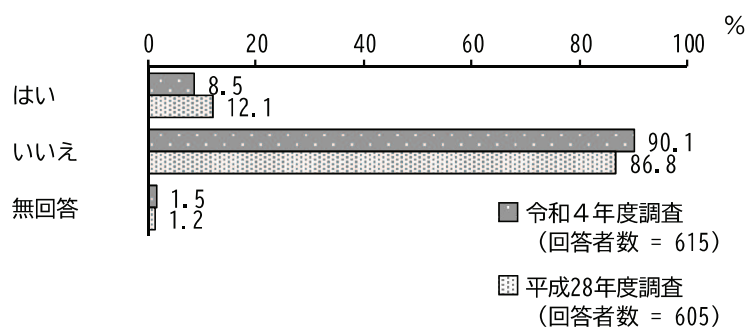
災害時の避難場所を知っているか



日ごろから地域の防災訓練に参加しているかについて、「はい」の割合が8.5%、「いいえ」の割合が90.1%となっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

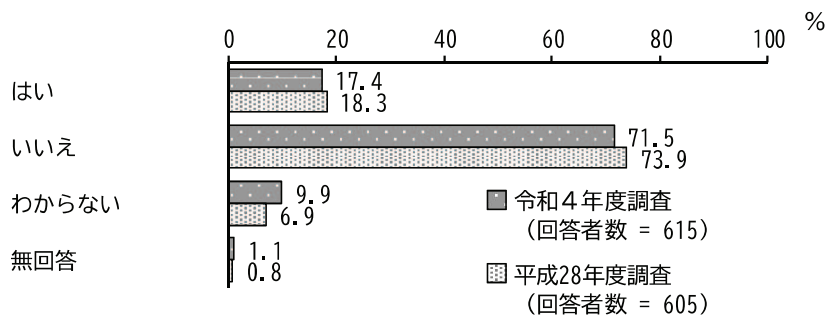
日ごろから地域の防災訓練に参加しているか



災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要かについて、「いいえ」の割合が71.5%と最も高く、次いで「はい」の割合が17.4%となっています。

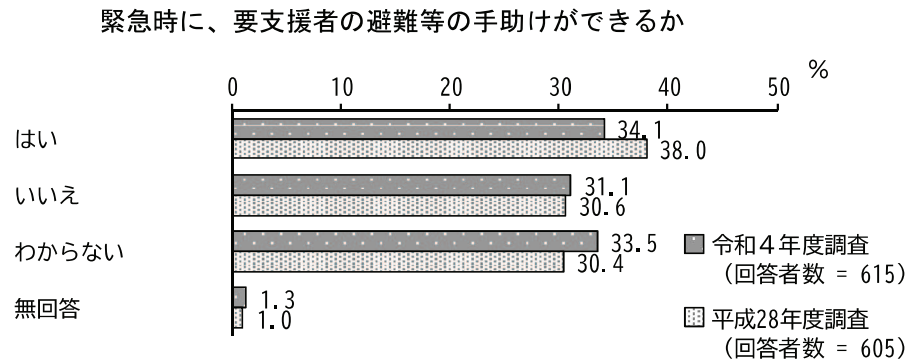
平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要か



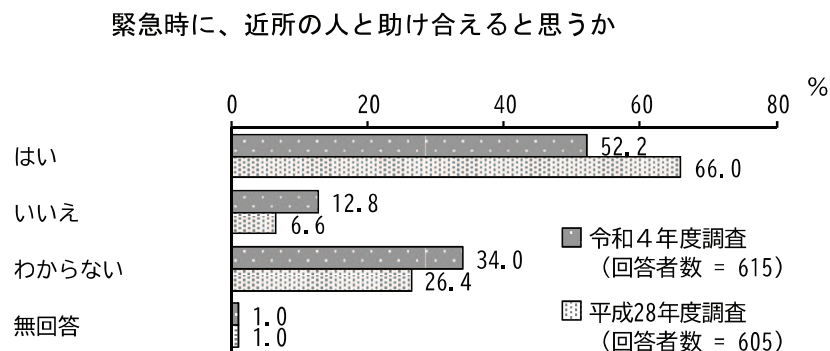
災害などの緊急時に、高齢者世帯や障がいのある方などの要支援者の避難等の手助けができるかについて、「はい」の割合が34.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が33.5%、「いいえ」の割合が31.1%となっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



災害などの緊急時に、近所の人と互いに助け合えると思うかについて、「はい」の割合が52.2%と最も高く、次いで「わからない」の割合が34.0%、「いいえ」の割合が12.8%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「はい」の割合が減少しています。



注記

- アンケート調査の回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示している。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合がある。

3 地域福祉をめぐる動向

(1) 重層的支援体制整備事業の創設

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、改正社会福祉法が平成30年に施行されました。

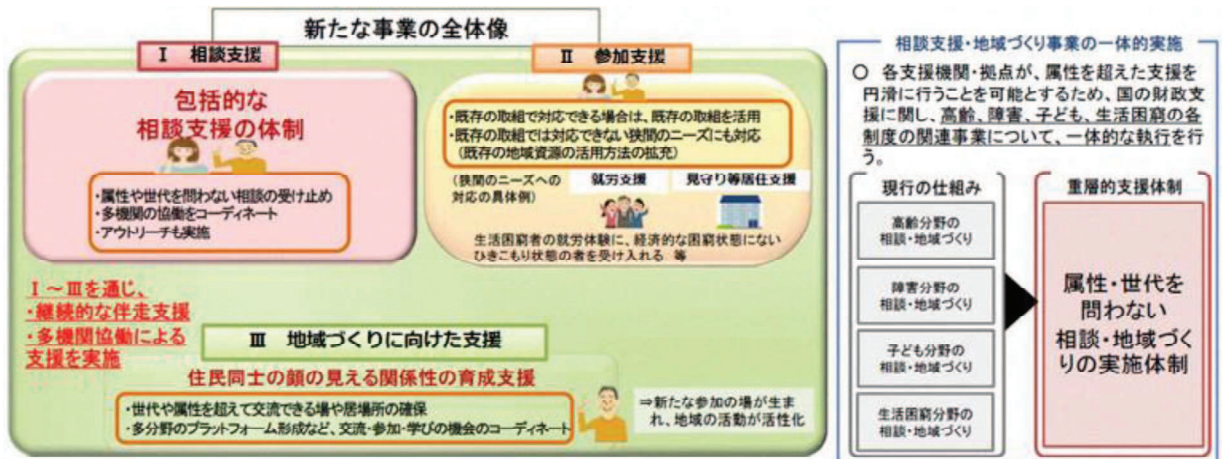
この改正では、地域福祉推進の理念として「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」が明記されました。

また、この理念を実現するため、市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

さらに、令和3年4月の改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、市町村の包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。

重層的支援体制整備事業の概要

市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、複合化・複雑化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の「3つの支援」を柱とする一体的な取り組みです。この事業は、これまでの福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としており、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制を目指しています。



出典：厚生労働省資料より抜粋

(2) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、同法に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。

令和4年3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、これまでの課題に対する対応として成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実、成年後見制度の運用の改善、後見人への適切な報酬の付与、地域連携ネットワークづくりの推進などが計画に盛り込まれました。

(3) 再犯防止の推進

我が国の刑法犯検挙人員全体に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、新たな犯罪被害者を生まない、安全・安心な社会を実現するために、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、同法に基づく国の再犯防止推進計画が策定されました。令和5年3月に策定された第二次再犯防止推進計画において、市町村には、地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努めることとされています。

(4) 避難行動要支援者対策

平成25年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人等の特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿の作成が各自治体に義務付けられ、本市においても名簿の適正な管理・更新を行っています。

一方で、いまだ災害により、多くの高齢者等が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題があります。令和3年5月施行の災害対策基本法の一部改正では、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村には、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定が努力義務化されました。

4 市の保健福祉を取り巻く課題

(1) 福祉のまちづくり

① 福祉を支える基盤の整備

アンケート調査（一般市民調査）からは、本市の福祉の重点課題として、道路の段差解消等バリアフリーの充実を求める声がかがえます。

今後も公共施設をはじめ、道路や歩行空間等について、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい環境整備を行うことが必要です。また、身近な地域で安心して暮らしていける住まいの確保や居場所づくりの充実が必要です。

② 災害に備える体制づくり

地震や台風等の自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、アンケート調査（一般市民調査）では、災害が発生して避難が必要になったときに、避難所での生活を心配する声が多く上がっています。

防災訓練等、地域での防災活動を周知するとともに、高齢者や障がいのある人、若者等、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進していくことが必要であるとともに、災害発生時や避難所等での支援体制の充実や、避難行動要支援者支援体制の構築が必要です。

③ 人権尊重と権利擁護事業の推進

人口減少、超高齢社会に突入し、核家族化や価値観の多様化、地域の多問題化が進むなか、認知症、知的障害その他の精神上の障害がある方の権利を擁護することは喫緊の課題です。一方で、アンケート調査（一般市民調査）では、成年後見制度の認知度が十分でない面もかがえます。

成年後見制度利用を支援し、制度について周知・啓発するとともに、福祉サービス利用者の意思（自己決定）の尊重に基づいた権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくなど権利擁護の体制づくりが必要です。

④ 情報提供の仕組みづくり

アンケート調査（一般市民調査）では、今後、小金井市民の地域活動を活性化するために情報を入手しやすい環境が求められています。

子どもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、身近な生活の場や情報技術を活かし、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。さらに、高齢者や障がい者等にとっても分かりやすい情報提供の工夫が必要です。また、福祉総合相談窓口をはじめ相談窓口の認知度向上が課題となっており、相談窓口の更なる情報発信をしていくことも必要です。

(2) 包括的支援体制の構築

① 重層的支援体制の整備

コロナ禍により孤独・孤立の課題や格差が顕在化しています。また、いわゆる8050問題、ひきこもり支援等、既存の枠組みでは課題が把握されにくい世帯や複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対して、福祉の各分野を超えた多様な主体による支援ネットワークの形成と包括的な視点での取組が課題となります。

また、適切に相談や制度につながらずに孤立してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等もあり、問題が発見された場合に適切な相談先や制度につなげる仕組みや、自ら相談窓口につながる人が難しい人へのアウトリーチによる支援、当事者に寄り添い、伴奏しながら支援する継続的な支援が必要です。

包括的支援体制の構築にあたっては、包括的相談支援、社会とのつながりを作る参加支援、世代や属性を超えた交流の場や居場所を整備する地域づくりの充実を一体的に実施するとともに、多様な主体によるネットワーク形成を進める必要があります。

地域活動やボランティア活動への参加は減少傾向にある一方で、アンケート調査（一般市民調査）では、地域の支え合いの仕組みづくりで特に必要であると思うこととして、地域の人々が知り合う機会や活動する場所の確保や活動する場所や資金の支援が求められています。

その他、市民参加への仕組みの構築、地域福祉を担う人材が活動を継続できるようにするための支援や既存の地域資源の活用や関係機関との連携も課題となります。

② セーフティネットの機能強化

市の生活困窮者自立支援プラン作成数は増加傾向にあり、適切な生活保護制度の実施にあわせて、生活困窮者への自立支援の推進において、生活保護に陥らないためのセーフティネットを強化する必要があります。

(3) 地域活動の活性化

① 社会参加の促進

アンケート調査（一般市民調査）では、隣近所の人との付き合いについて、「たまに挨拶や立ち話等をする程度である」が46.8%と最も高く、次いで「ほとんど付き合いはない」が27.8%となっています。また、町内の行事や活動等への参加も「ほとんど参加していない」が38.0%と最も高くなっています。

気になった人がいたときには、声をかけたり、支援先を案内したりすることができるよう、意識をもった担い手を増やしていく必要があります。

② 地域活動の支援と人材の育成

地域福祉の担い手であるボランティアやNPO法人、民生委員・児童委員の不足が課題となっています。アンケート調査（一般市民調査）においても、ボランティア活動の参加について、「取り組んだことはない」が52.0%と最も高く、次いで「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が20.8%となっています。

地域福祉活動を担う人材育成の支援やボランティアに取り組む人の育成支援に取り組んでいますが、活動のマナー化や新しい会員が増えないなどの課題を抱えています。地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識付けが必要です。

さらに、地域福祉を推進するために、地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基つき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。また、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりが必要です。

③ 多様な地域資源との連携

アンケート調査（福祉の担い手調査）では、小金井市民の地域活動が活性化するために必要なことは、「団体間の協働をコーディネートできる人・組織があること」が55.0%と最も高く、次いで「誰もが地域活動に関する情報を入手しやすい環境があること」が50.0%となっています。

福祉課題や、新たな制度に的確に対応し、福祉サービスの切れ目のない支援を行っていくために、地域活動団体と行政等が連携して地域の福祉サービスの向上に努めていく必要があります。



計画の理念と目標

1 計画の理念

本市の最上位計画である第5次小金井市基本構想・前期基本計画では「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」を将来像に掲げ、まちづくりの基本姿勢として「みんなの暮らしを大切にすまちづくり（市民生活の優先）」、「みんなで進めるまちづくり（参加と協働）」、「未来につなげるまちづくり（持続可能なまち）」を目指しています。

福祉と健康分野では、保健・医療・福祉の体制を充実させ、高齢者や障がい者はもとより、あらゆる個人が尊重され、お互いに支え合い、助け合う仕組みづくりを推進し、支援策を充実させ、いつまでも健康で自分らしく暮らすことのできる地域福祉の実現を目指しており、本計画の基本理念については、第5次小金井市基本構想・前期基本計画における福祉と健康分野の取組方針から「誰もがいきいきと暮らすことのできるまち」を掲げるものとします。

この基本理念に基づき、「いきいきとした暮らしの充実」、「自立した暮らしの支援と実現」、「健康な暮らしの支援と実現」を目指します。

【 基 本 理 念 】

誰もがいきいきと暮らすことのできるまち

2 基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を定め、施策の展開を図ります。

(1) 福祉のまちづくり

- ・ 誰にとっても暮らしやすい地域社会となるようユニバーサルデザインのまちづくりに取り組み、公共施設などのバリアフリー化を推進します。また、移動が困難な人のための外出機会の創出や移動手段の充実など外出しやすい環境づくりを進めます。
- ・ 災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者情報を適切に管理するとともに、対象者を把握して、平時の見守り及び災害時など緊急事態における支援体制の充実を図ります。
- ・ 全ての人の人権が尊重され、互いの差異や多様性を認め合えるソーシャル・インクルージョンを進めるため、人権尊重の意識を高めるとともに、病気や障害などで判断能力が不十分な人の権利を守り、安心して地域で暮らし続けられるよう、権利擁護の体制づくりを進めます。
- ・ 本市の成年後見制度利用促進基本計画により中核機関として位置付けられる小金井市権利擁護センター（ふくしネットこがねい）（以下「権利擁護センター」という。）を基礎として、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援に取り組んでいきます。
- ・ 福祉サービスに係る積極的な情報発信とサービスの質の適正化を図ります。また、福祉サービスの提供等による本人への支援は、本人の意思（自己決定）の尊重に基づいて行われるよう努めます。

(2) 包括的支援体制の構築

- ・ 様々な課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める福祉総合相談窓口の機能強化を図ります。また、気軽に相談できる相談窓口として周知の工夫に努めるとともに、社会とのつながりを作る参加支援、交流の場や居場所を整備する地域づくりの充実を一体的に取り組み、包括的支援のネットワークの形成を進めます。
- ・ 複雑化・複合化した地域課題については、支援機関のネットワークで対応し、支援ニーズに応じた適切な情報共有と役割分担によりチームによる支援を目指します。
- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の発掘、開拓・開発に努め、町会・自治会、民生委員・児童委員、NPO法人等、関係機関など多様な地域資源とのつながりを作るための支援を行います。
- ・ 必要な支援につながっていない方を支援に繋げる体制の整備を図ります。
- ・ 生活困窮者自立支援制度の強化を図り、個々人の状況に応じた支援を実施し、自立を手助けしていきます。

(3) 地域活動の活性化

- ・地域づくりの重要な担い手である民生委員児童委員協議会に対し支援を行い、引き続き連携していきます。民生委員・児童委員の欠員補充に注力し、民生委員・児童委員の役割を適正化して、負担軽減を図ります。
- ・若い世代や、元気な高齢者など、より多くの人々が地域での活動に関心を持ち、積極的に関わりを持てるよう、社会参加しやすい環境を整えるとともに多様な機会創出により社会参加の促進を図ります。
- ・地域活動に関する情報発信を行うとともに活動の活性化につながるよう支援します。また、活動の担い手の育成につながる事業を展開します。
- ・社会福祉協議会、社会福祉法人に加えて、NPO法人等、事業者など多様な主体との連携を強化し支援機関のネットワークづくりを進めます。

3 施策体系

[基本目標]

[基本目標]

[施策の方向性]



[施策]

[個別事業・取り組み]

| | |
|-----------------|---|
| ①暮らしやすいまちづくり | ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進／施設のバリアフリー化の推進 |
| ②移動支援の充実 | C○C○バスの利便性向上／移送サービスへの支援 |
| ①防災・防犯活動への参加促進 | 自主防災組織の育成／地域コミュニティを活用した防犯体制の推進 |
| ②要支援者の支援強化 | 災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実 |
| ①ノーマライゼーションの推進 | 保健福祉教育の充実／市民に対する啓発活動の推進 |
| ②権利擁護事業の充実 | 権利擁護事業の推進／地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用支援／虐待防止・対応ネットワークづくりの推進 |
| ③福祉サービスの質の確保 | 福祉サービス苦情調整委員制度の周知／福祉サービス第三者評価システムの普及／サービス事業者の指導強化 |
| ①福祉の情報発信の強化 | 情報提供の充実／各種手当制度の周知 |
| ②情報バリアフリーの推進 | 情報提供のユニバーサルデザインの推進 |
| ①包括的相談支援体制の構築 | 福祉総合相談窓口の運営／他機関協働の推進／アウトリーチ等を通じた継続的支援 |
| ②参加支援 | 社会参加に向けた資源開拓／多様な地域資源とのマッチング |
| ③地域づくりの促進 | 多様な市民が交流できる場の構築／地域での見守り推進 |
| ①生活困窮者への支援強化 | 地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化／生活困窮者の自立支援の推進 |
| ②生活保障の推進 | 生活保護制度の適正な運用／路上生活者への自立支援／住宅確保要配慮者に対する居住支援 |
| ①再犯防止等に関する活動の推進 | 就労・住居の確保等の自立支援のための取組／保健医療・福祉サービスの利用促進／学校と連携した修学支援等の実施／広報・啓発活動の促進と民間協力者等との連携 |
| ①地域活動への参加促進 | ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり／多様な人材の地域活動への参加促進 |
| ①地域福祉の担い手育成 | 地域福祉ファシリテーター養成講座の開催／市民活動の資質向上 |
| ②専門人材の育成 | 福祉専門職の資質の向上／民間事業者等の参入促進／地域福祉推進事業の充実 |
| ①多様な主体との連携づくり | 民生委員・児童委員活動の支援／町会・自治会活動への支援／福祉サービス事業所の地域に開かれた取り組みの推進 |
| ②社会福祉法人等との連携強化 | ボランティア・市民活動センターの機能強化／社会福祉協議会との連携強化／社会福祉法人等との連携強化 |



第4章 施策の展開

基本目標1 福祉のまちづくり

(1) 福祉を支える基盤の整備

① 暮らしやすいまちづくり

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|----------------------------|--|------|
| 1 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 | 誰もが使う施設や道路、公園について、高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての市民が円滑に利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。 | 関係各課 |
| 2 施設のバリアフリー化の推進 | 関係機関や民間建築物等に対し、エスカレーターやエレベーター、スロープ、バリアフリースイレの設置など、当事者の意見をききながらバリアフリー化を働きかけます。 公共施設について、改修の際に利用しやすさに配慮したバリアフリー化を進めます。 東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新設または改修される届出が必要な対象建築物について、整備基準を満たせるよう指導します。 | 関係各課 |

② 移動支援の充実

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|-------------------|---|---------|
| 3 CoCoバスの利便性向上 | 路線バス等を補完する公共交通として公共交通不便地域をカバーし、市内の地域交通ネットワークを形成します。交通弱者の移動ニーズにも配慮しつつ、持続可能な運行形態及びサービスの提供を目指し利便性の向上に取り組めます。 | 交通対策課 |
| 4 移送サービスへの支援 | 日常生活において外出が困難な方の社会参加を支援するため、移送サービスを実施しているNPO法人等へ助成し、移送の安定的な供給に努めます。 | 自立生活支援課 |

(2) 災害に備える体制づくり

① 防災・防犯活動への参加促進

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|---------------------------|---|-------|
| 5 自主防災組織の育成 | <p>防災に関する情報提供や学習機会の充実により、市民への防災知識の浸透と防災意識の向上を図ります。特に、子育て世代や子どもの参加を増やせるよう、防災訓練内容の見直しや周知方法の工夫を行います。</p> <p>自主防災組織が結成されていない地域については、「自助・共助」の重要性を周知しつつ、自主防災組織の結成を促進します</p> | 地域安全課 |
| 6 地域コミュニティを活用した防犯体制の推進 | <p>市と小金井警察署、町会・自治会等の地域コミュニティ、各種防犯団体との連携を強化し、地域で起きた犯罪の情報共有を行うなど、個人や地域の防犯意識を高め、地域での防犯体制の整備を支援します。</p> <p>市内で自主的に防犯パトロールを行っている団体について、防犯資機材を支給し、活動を支援します。</p> | 地域安全課 |

② 要支援者の支援強化

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|-------------------------------|---|---------|
| 7 災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実 | <p>災害時等に自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者や障がいのある人等（以下「避難行動要支援者」といいます。）を把握するため、災害対策基本法に基づき作成した、避難行動要支援者名簿の適正な管理・更新を行います。</p> <p>民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて名簿を活用できるように整備します。加えて、地域の皆さんに「支援者」となっていただき、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備するモデル地区事業を進めていきます。</p> <p>また、福祉避難所の管理運営の整備を推進します。</p> | 福祉保健部各課 |

(3) 人権尊重と権利擁護の体制づくり

① ノーマライゼーションの推進

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|--------------------|---|------|
| 8 保健福祉教育の充実 | 学校教育の「総合的な学習の時間」での体験学習等や、障がいの有無に関わらず、共に学ぶ機会を通じて、高齢者や障がいのある人と触れ合い、支援が必要な方への理解や、障がいについての知識を子どもの頃から深めます。 児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが出来る様に努めます。 | 指導室 |
| 9 市民に対する啓発活動の推進 | 保健福祉に関する講座・講演等を開催するとともに、市報等を通じて、高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての人の人権に対する理解を深めます。 誰もが安心して社会参加できるよう、合理的配慮の提供や心のバリアフリーを推進し、ソーシャル・インクルージョンやノーマライゼーションの理念の周知を図ります。 | 関係各課 |

② 権利擁護事業の充実

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|-----------------------------------|--|---|
| 10 権利擁護事業の推進 | 認知症や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の意思（自己決定）を尊重し、権利を守るため、権利擁護意識の醸成を図ります。加えて、 本市の成年後見制度利用促進基本計画に基づき 成年後見制度の周知・ 利用促進 に努めるとともに、権利擁護センターにおいて、権利擁護を支える地域の担い手として市民後見人の育成を進めます。 | 地域福祉課 介護福祉課 自立生活支援課 社会福祉協議会 |
| 11 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用支援 | 小金井市権利擁護センター（ふくしネットこがねい）において、判断能力に不安のある人の生活の安定を支えるため、福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理等を支援する地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を、関係機関と連携しながら、継続して実施します。 | 地域福祉課 社会福祉協議会 |
| 12 虐待防止・対応ネットワークづくりの推進 | ドメスティック・バイオレンスを含む、あらゆる暴力の防止に向け、暴力を未然に防ぐための意識啓発について発信するとともに、高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待に対し、関係機関との連携を強め、相談に対する適切な対応を進めます。また、虐待をしてしまう擁護者等を含む家族全体に対する地域ぐるみの支援を推進します。 | 関係各課 |

③ 福祉サービスの質の確保

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|--------------------------|---|-------|
| 13 福祉サービス苦情調整委員制度の周知 | 福祉サービス（介護保険サービスを含む。）に対する市民の苦情に公平かつ適正に対応し、信頼性と福祉の向上をめざすことを目的にして、福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）が2名配置されています。制度の周知に努めるとともに、福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）による職員を対象とした研修を実施し、接遇向上と「苦情ゼロ」をめざします。 | 地域福祉課 |
| 14 福祉サービス第三者評価システムの普及 | 福祉サービスの質の確保のため、福祉サービスの事業者に対し、第三者評価の受審への助成を行います。また、利用者が質の高い福祉サービスを選択できるよう、第三者評価の評価結果を公表し、情報提供を行います。 | 関係各課 |
| 15 サービス事業者の指導強化 | 福祉サービス事業者である市内の社会福祉法人等に対し、法令等を遵守した適切な運営がされているか、市職員による指導検査を行います。 | 関係各課 |

(4) 情報提供の仕組みづくり

① 福祉の情報発信の強化

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|-----------------|---|-------------|
| 16 情報提供の充実 | <p>支援を必要とする人が必要な時に保健・医療・福祉サービスに関する情報を入手できるよう、市報こがねい、市ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図ります。</p> <p>地域における身近な施設等にも各種ガイドブック等を配布し、市民が情報を入手しやすいように配慮します。</p> | 福祉保健部 各課 |
| 17 各種手当制度の周知 | <p>各種手当制度の案内を定期的に市報等に掲載し、周知を図ります。市報や市ホームページを活用し、情報のすみやかな提供を行います。</p> <p>また、福祉サービス事業者や民生委員・児童委員等との連携を通じて、情報発信を強化します。</p> | 福祉保健部 各課 |

② 情報バリアフリーの推進

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|--------------------------|---|-------------|
| 18 情報提供のユニバーサルデザインの推進 | <p>支援を必要とする人が必要な時に保健・医療・福祉サービスに関する情報を入手できるよう、市報こがねい、市ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図ります。</p> <p>地域における身近な施設等にも各種ガイドブック等を配布し、市民が情報を入手しやすいように配慮します。</p> | 福祉保健部 各課 |

基本目標 2 包括的支援体制の構築

(1) 重層的支援体制の整備

① 包括的相談支援体制の構築

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|----------------------------|---|-------------------------|
| 19 福祉総合相談窓口の運営 | 年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、包括的に相談を受け止める福祉総合相談窓口を運営します。福祉総合相談窓口では、相談支援包括化推進員を配置し、住民に身近な圏域において総合的な相談に応じます。また、複雑化・複合化した相談については適切に支援機関につなぎ、より良い方法を一緒に考えながら進める伴走型の相談支援を行います。 | 地域福祉課 社会福祉協議会 |
| 20【新規】 他機関協働の推進 | 高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の対象者ごとの各種相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援機関相互の連携を強化し、情報共有、役割分担により包括的な相談支援体制を構築します。 地域生活課題を抱えた方の情報を早期にかつ幅広く集約し、必要な支援につながっていない方を支援につなげる体制を構築します。 | 関係各課 |
| 21【新規】 アウトリーチ等を通じた継続的支援 | 支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い関係性の構築に向けた支援を行います。 | 関係各課 |

② 参加支援

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|--------------------------|---|-------|
| 22【新規】 社会参加に向けた資源開拓 | 既存の地域資源や支援関係機関とつながりを作り、活用方法拡充の検討を行います。 また、必要に応じて地域へ働きかけを行い、多様な支援メニューが作られるように努めます。 | 地域福祉課 |
| 23【新規】 多様な地域資源とのマッチング | 既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のために、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューのコーディネートをし、マッチングを行います。 | 地域福祉課 |

③ 地域づくりの促進

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|-----------------------------------|---|-------------|
| <p>24【組替】 多様な市民が交流できる場の構築</p> | <p>年齢や障がいの有無にかかわらず、様々な背景を持った市民が参加できる活動の機会を作ります。</p> <p>市内集会施設や公民館等の施設を活用し、地域福祉に関心を持つ市民や活動団体が情報交換や活動の連携を広げられる機会づくりを推進します。</p> <p>地域資源を幅広く把握し、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。</p> <p>交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートし、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備します。</p> | <p>関係各課</p> |
| <p>25【組替】 地域での見守り推進</p> | <p>民生委員・児童委員をはじめとした地域に密着して活動する主体と行政との連携を強化し、地域での見守り機能を高めます。</p> <p>また、町会・自治会、商店会、医療機関などと連携して見守り支援のネットワーク体制の充実を図ります。</p> <p>気軽な相談から、複合的な地域生活課題まで、事態が深刻化する前に適切な支援につなげるよう、行政機関および関係機関との相談体制を整備します。</p> | <p>関係各課</p> |

(2) セーフティネットの機能強化

① 生活困窮者への支援強化

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|----------------------------|--|-------|
| 26 地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化 | 生活困窮者の支援に関し、関係各課および関係機関等との情報共有に努め、支援体制の連携強化を進めます。 | 地域福祉課 |
| 27 生活困窮者の自立支援の推進 | 生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。また、関係機関と連携しながら就労その他の支援体制を構築します。 家計に課題を抱える生活困窮者に対し、情報の提供や専門的な助言、指導等を行うことにより、早期に生活が再生されるよう支援します。また、住居確保給付金の給付、学習支援事業を実施します。 | 地域福祉課 |

② 生活保障の推進

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|----------------------------|---|-------|
| 28 生活保護制度の適正な運用 | 生活保護を必要とする世帯の実態と要望の的確な把握に努め、自立助長へ向けた支援を強化します。 | 地域福祉課 |
| 29 路上生活者への自立支援 | 年2回定期的に実施している路上生活者概数調査等を通じて路上生活者を把握し、関係機関とともに生活保護制度等の各種施策を活用して早期の自立支援を進めます。 | 地域福祉課 |
| 30【新規】 住宅確保要配慮者に対する居住支援 | 住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮を要する者）に対して住まいを探すための相談支援を行います。 | 関係各課 |

(3) 再犯防止の支援

① 再犯防止等に関する活動の推進

| 事業名 |
|--------------------------|
| 31 就労・住居確保等の自立支援のための取組 |
| 32 保健医療・福祉サービスの利用の促進 |
| 33 学校と連携した修学支援等の実施 |
| 34 広報・啓発活動の促進と民間協力者等との連携 |

※詳細な取り組みは第5章 小金井市再犯防止推進計画を参照

基本目標 3 地域活動の活性化

(1) 社会参加の促進

① 地域活動への参加促進

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|-------------------------------|--|-----------------|
| 35 ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり | 幅広い市民が自分に合った活動を選択して参加することができるよう、地域で活動するボランティア団体や既存の各種団体の情報提供を充実させます。 ボランティア体験学習を継続して実施し、地域福祉への関心の醸成と、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを行います。 | 関係各課 社会福祉協議会 |
| 36 多様な人材の地域活動への参加促進 | ボランティア活動に関心を持つ教育機関や、地域福祉分野での社会貢献を考えている企業等との協働を促進します。 また若い世代や、企業で培った経験を持つ人材が地域福祉の新たな担い手となるよう、ボランティア団体や既存の各種団体の活動紹介や、活動の立ち上げを支援します。 | 関係各課 社会福祉協議会 |

コラム 民生委員・児童委員はあなたの一番身近な相談相手です

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。本市では、市内を78の地域に分けて、民生委員・児童委員がそれぞれの地域において、生活に困った方、高齢者、体の不自由な方、児童問題、子育て支援など援助を必要とする方の相談に応じ、行政機関との橋渡しを行っています。民生委員・児童委員には住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、秘密を保持する守秘義務がありますので、安心してご相談いただけます。



赤い羽根共同募金活動の様子



PRイベントの様子

(2) 地域活動の支援と人材の育成

① 地域福祉の担い手育成

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|---------------------------|---|---------------------------|
| 37 地域福祉ファシリテーター養成講座の開催 | 小金井市、三鷹市、武蔵野市、調布市、当該4市社会福祉協議会およびルーテル学院大学と協働し、地域福祉の新たな担い手として地域福祉ファシリテーターの養成に努めます。 講座の修了生が地域での活動を始める際の支援や、活動の継続支援を行います。 | 地域福祉課 社会福祉協議会 |
| 38 市民活動の資質向上 | ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り資質の向上に努めます。 市民活動団体の活性化につながる支援を進めるとともに、ボランティア団体や既存の各種団体が、地域における新たな見守り、支え合い活動の主体となれるよう、情報の提供や相談支援等を積極的に展開します。 | 地域福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会 |

② 専門人材の育成

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|-------------------|---|------------------|
| 39 福祉専門職の資質の向上 | 専門職の資質向上を促進するため、介護福祉分野や障がい者福祉分野で働く方に向けた研修を実施します。 また、国や都で実施する研修や講習会について、情報提供を行います。 介護福祉分野で働く方の研修等については、今後も研修、講習会の開催および受講料を一部助成します。 | 自立生活支援課 介護福祉課 |
| 40 民間事業者等の参入促進 | 行政が直接実施している福祉分野の事業に関し、民間事業者が持つノウハウ等を活用し、柔軟かつ適正な事業運営の検討を行いさらなる福祉の充実を図ります。 民間事業者やNPO法人との協定締結をめざし、民間事業者の協力による緩やかな見守り体制の充実に努めます。 | 自立生活支援課 介護福祉課 |
| 41 地域福祉推進事業の充実 | 市と協働して、高齢者や障がいのある人などに対して家事援助サービス、介護サービス、食事サービス等の福祉サービス事業を行っている法人に対し、市がその事業費の一部を補助します。 | 地域福祉課 |

地域福祉ファシリテーターとは

住民の立場から、地域の福祉課題や地域の中で支援を必要としている人を発見し、自らが持つ能力や人脈、社会資源などを生かして、具体的な地域での支え合い活動を企画、実施する中核となる方のことを指します。本市では地域福祉ファシリテーター養成講座の実施により、新たな支え合い活動が地域で展開されることを目指しています。

(3) 多様な地域資源との連携

① 多様な主体との連携づくり

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|--------------------------------|---|-------|
| 42 民生委員・児童委員活動の支援 | 民生委員・児童委員が行っている地域に密着した相談や情報提供、地域生活課題の発見等の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員制度や活動内容の周知を図ります。 また、民生委員・児童委員が行う事務の状況を把握し、欠員補充の方法や民生委員・児童委員の負担感軽減について、課題解決に向けた検討を行います。 | 地域福祉課 |
| 43 町会・自治会活動への支援 | 地域活動の基盤となる町会・自治会の情報を市の窓口で案内し、新たな加入者増加に努めます。また、町会・自治会の活動の活性化に資するため、東京都が実施する支援事業等の情報提供を行います。 | 広報秘書課 |
| 44 福祉サービス事業所の地域に開かれた取り組みの推進 | 福祉サービス事業所の会議室や敷地などの「場」を地域住民の交流の場として開放したり、福祉サービス事業所の物品販売を周知することで地域に密着した事業所としての公益的な取組が広まるよう支援します。 | 関係各課 |

② 社会福祉法人等との連携強化

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|----------------------------|---|-----------------|
| 45 ボランティア・市民活動センターの機能強化 | ボランティア活動やNPO法人等に関する情報の収集・公開や、活動先の紹介を充実させます。 地域活動の立ち上げを支援するとともに、既存の活動の継続支援や、行政や他団体との連携につながるよう、相談機能を高めます。 また、市と社会福祉協議会が締結する「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」に基づき、効果的な災害ボランティア活動に関する支援が行えるよう相互に連携を図ります。 | 関係各課 社会福祉協議会 |
| 46 社会福祉協議会との連携強化 | 社会福祉協議会は地域において地域福祉を推進する中核となる組織です。社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を推進するために必要な支援を行い、基盤強化を図り、さらなる連携を進めます。 | 地域福祉課 |
| 47 社会福祉法人等との連携強化 | 社会福祉法人やNPO法人等が、地域で事業を実施するうちに気がついた、支援を必要とする事例や、相談等を集約し、関係機関と情報共有を図って、適切な支援につなげられる体制を整備します。 | 関係各課 社会福祉協議会 |



小金井市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

全国における刑法犯の認知件数は平成15年以降減少を続け、令和3年まで毎年減少しています。一方で、再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の割合）は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は上昇傾向にあり、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

再犯者の多くは出所後、社会に復帰するまでに様々な困難があり、必要な支援を受けられずに再び犯罪に至るといった悪循環に陥りやすいと考えられます。こうしたことから、地域社会で孤立することなく必要な支援を受けられる環境づくりを進めることが求められています。

このような状況を踏まえ、国では、平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）が成立し、平成29年12月には国としての再犯防止推進計画を、令和元年12月には、再犯防止推進計画に基づく再犯防止推進計画加速化プランを閣議決定しました。さらに、令和5年3月には、前計画の取組をさらに深化させ、推進していくため、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする第二次再犯防止推進計画を策定しています。

本市においても、これまで取り組んできた安全で安心して暮らせるまちづくりをさらに推進し、犯罪の被害を防止するとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、こうした国の動向等を踏まえて、小金井市再犯防止推進計画を策定します。

2 計画の位置付け

小金井市再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置付けられるものです。

また、小金井市再犯防止推進計画は、福祉分野における上位計画である「小金井市地域福祉計画」に包含される計画とします。

3 小金井市の現状

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

小金井警察署が取り扱った刑法犯検挙者数は、平成30年以降は200件台で推移しており、増減はあるものの概ね減少傾向にあると思われます。刑法犯検挙者中の再犯者率をみると、警視庁や全国の再犯者率を若干下回っているものの、平成29年以降、再犯者率が40%を超える状況が続いており、特に令和3年には半数近くが再犯者となっています。

令和3年刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

| 項目 | 刑法犯検挙者数 | | |
|--------|---------|----------|----------|
| | (人) | 再犯者数 (人) | 再犯者率 (%) |
| 小金井警察署 | 204 | 101 | 49.5 |
| 警視庁 | 19,086 | 9,809 | 51.4 |
| 全国 | 159,692 | 79,809 | 50.0 |

資料：法務省矯正局東京矯正管区提供

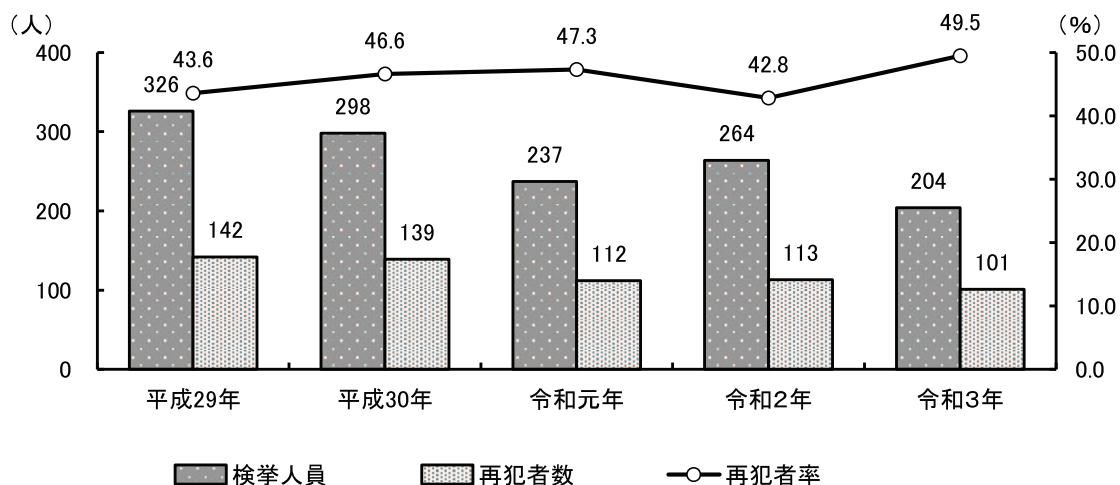
小金井警察署における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移

(平成29年～令和3年)

| 項目 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|----------|-------|-------|------|------|------|
| 検挙人員 (人) | 326 | 298 | 237 | 264 | 204 |
| 再犯者数 (人) | 142 | 139 | 112 | 113 | 101 |
| 再犯者率 (%) | 43.6 | 46.6 | 47.3 | 42.8 | 49.5 |

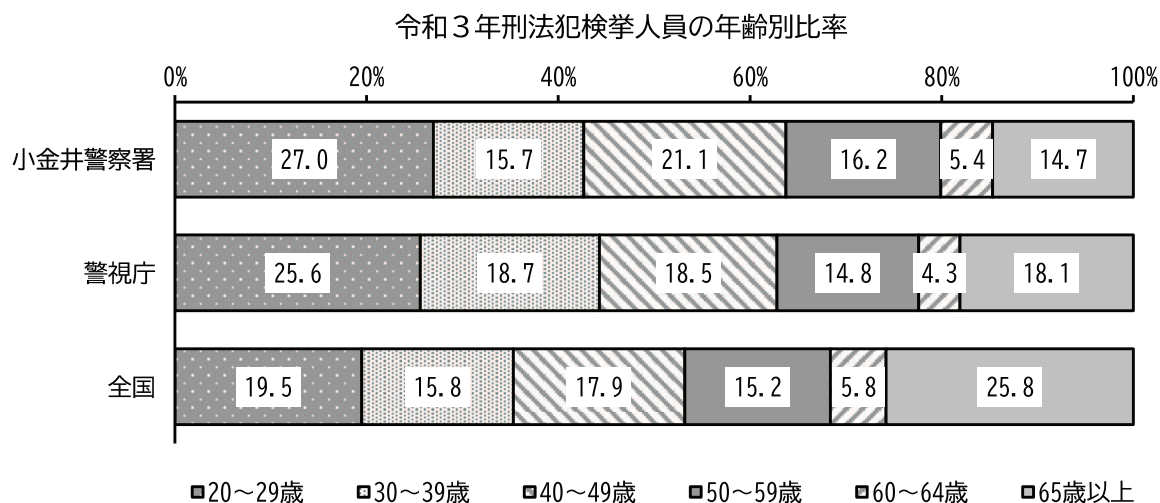
資料：法務省矯正局東京矯正管区提供

小金井警察署における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移



(2) 刑法犯検挙人員の年齢別比率

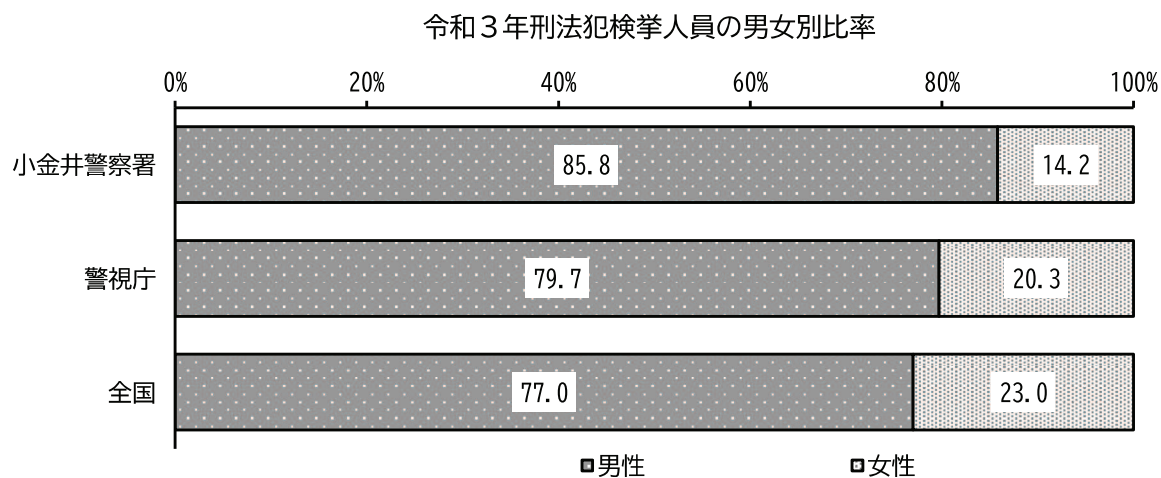
令和3年における刑法犯検挙人員を年齢別で見ると、小金井警察署では20～29歳が最も多く、27.0%を占めており、警視庁や全国と比べて高い割合となっています。一方、65歳以上の割合は14.7%と、警視庁や全国よりも低い割合となっています。



資料：法務省矯正局東京矯正管区提供

(3) 刑法犯検挙人員の男女別比率

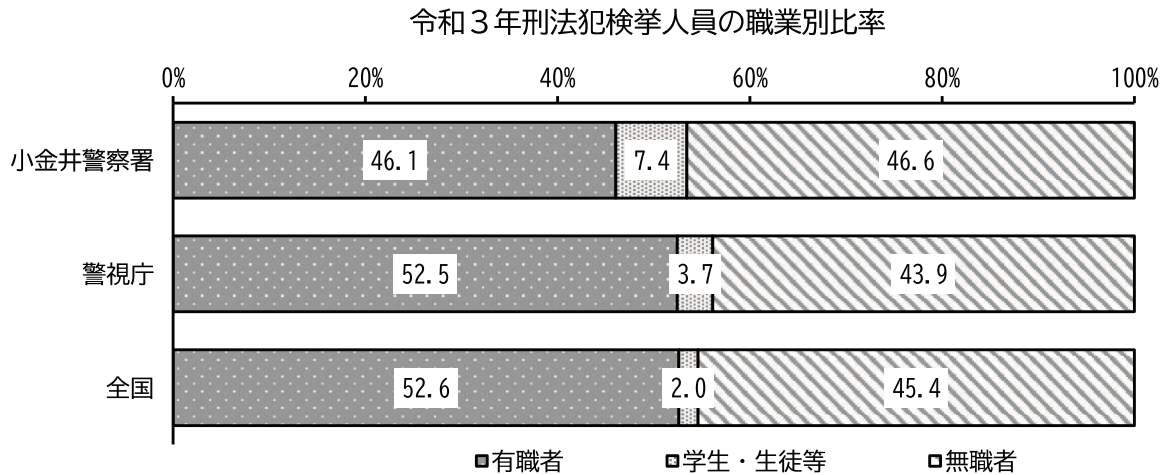
令和3年における刑法犯検挙人員の男女別比率で見ると、小金井警察署では男性が85.8%、女性が14.2%となっており、警視庁、全国よりも男性の比率が高くなっています。



資料：法務省矯正局東京矯正管区提供

(4) 刑法犯検挙人員の職業別比率

令和3年における刑法犯検挙人員の職業別比率をみると、有職者と無職者がほぼ同じ割合となっています。警視庁、全国と比較すると、小金井警察署では警視庁、全国より学生・生徒等の割合が高く、有職者の割合が低くなっています。



資料：法務省矯正局東京矯正管区提供

注記

- 1 小金井警察署は小金井市全域と国分寺市全域を管轄しており、小金井警察署の数値については、小金井市及び国分寺市の合計数となる。
- 2 警視庁は、東京都を管轄する警察組織である。
- 3 法務省矯正局東京矯正管区提供の刑法犯検挙人員数は少年の検挙人員を含まない。

4 再犯防止等の推進にあたっての方針

再犯防止の取組は、これまでは主に刑事司法関係機関により実施されてきましたが、様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立することなく立ち直っていくためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があることが指摘されています。とともに地方公共団体、民間協力者等が一丸となって支援に取り組むことが必要となります。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在し、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する市の役割も重要となります。

そのため、本市では、再犯防止推進法第3条に規定される基本理念及び第二次再犯防止推進計画に掲げられる国の重点課題並びに都の主な取組内容を踏まえ、就労や保健医療、福祉、教育など様々な分野の施策・取組について、再犯防止の視点を持って取りまとめました。また、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会に復帰することができるよう、関係機関・民間協力者等と連携し、必要な支援の実施や理解促進のための広報・啓発活動に取り組めます。

国の重点課題

- ・ 就労・住居の確保等
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ・ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ・ 民間協力者の活動の促進等
- ・ 地域による包摂の推進
- ・ 再犯防止に向けた基盤の整備等

都の主な取組

- ・ 就労・住居の確保等のための取組
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ・ 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
- ・ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
- ・ 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

市の具体的事業

- ・ 就労・住居確保等の自立支援のための取組
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ・ 学校と連携した修学支援等の実施
- ・ 広報・啓発活動の促進と民間協力者等との連携

5 具体的施策

施策の展開にあたっては、再犯の防止を目的としているもののほか、犯罪をした者等か否かにかかわらず、従前から実施している再犯防止に資する可能性がある各種事業を記載しています。

(1) 就労・住居確保等の自立支援のための取組

- ・就職や住居確保等が困難な者等に対して、生活習慣、職業適性や求人状況等を踏まえた包括的就労支援を行うとともに、性別、年齢、心身の状況、家庭環境等の特性や現状に応じた居住先の確保など生活困窮者に対する自立支援策を強化します。

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|---------------------|---|--------------|
| 生活保護制度の適正な運営 | 病気やケガをしたり、仕事を失い生活に困ったときに、一定の基準にしたがって健康で文化的な最低限度の生活を保障し可能な限り自分の力や様々な制度を活用し、生活ができるように援助します。 | 地域福祉課 |
| <u>住宅の確保等に対する支援</u> | <u>住まいが見つからずにお困りの方などに対して住まい探しに関する相談・支援等を充実させます。また、TOKYO チャレンジネットなど住宅確保を支援する窓口へつなぎます。</u> | <u>地域福祉課</u> |
| 生活困窮者自立支援制度の適正な運営 | | 地域福祉課 |
| 自立相談支援事業 | 生活困窮者の相談に広く対応し、相談者の状況や課題に応じた関係機関を案内するとともに、個別の支援計画を作成し、就労支援を始め包括的かつ継続的な支援を行います。 | |
| 家計改善支援事業 | 日常のお金の使い方の見直しや、収支のバランスなどについてアドバイスをし、安定した家計管理が行えるように支援します。 | |
| 住居確保給付金の支給 | 離職等により住まいを失った方、または失うおそれのある方に、家賃相当額の住居確保給付金を支給し、就職に向けた支援を行います。 | |
| 学習支援事業 | 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進するため、進学支援等の学習支援、進路相談等、保護者に対する養育支援等を行います。 | |
| 就労準備支援事業 | 直ちに就労することが困難な方に対し、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。 | |

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・高齢や障がいにより福祉的支援を必要とする人、貧困や疾病、嗜癖、**嗜癖**、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱える人が、地域社会で安定した生活を送れるように、その人の特性や現状に応じた寄り添い支援を実施します。

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|------------------|--|-------|
| 権利擁護事業の推進 | 認知症や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の権利を守るため、権利擁護意識の醸成を図ります。 | 地域福祉課 |
| 包括的相談支援体制の構築 | | 地域福祉課 |
| 福祉総合相談窓口の運営 | 保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等に対して、全ての方を対象にした福祉総合相談窓口において、各々が抱える課題の解決に向けたアドバイスを行ったり、高齢や障がい等のニーズに応じた保健医療や福祉サービスが提供できる適切な機関へつなぎます。 | |
| 他機関協働の推進 | 各種相談支援機関相互の連携を強化し、情報共有、役割分担により包括的な相談支援体制を構築します。地域生活課題を抱えた方の情報を早期にかつ幅広く集約し、必要な支援につなげていない方を支援につなげる体制を構築します。 | |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援 | 支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い関係性の構築に向けた支援を行います。 | |

(3) 学校と連携した修学支援等の実施

- ・学校及び関係機関の連携により困り感を抱えた児童・生徒に対する支援を行います。また、地域全体で子どもを見守り、明るく健やかな成長を支え「誰一人取り残さない」地域づくりにより非行の未然防止を目指します。

| 事業名 | 施策内容 | 担当課 |
|--------------|--|---------|
| 教育相談機能の向上 | いじめや不登校等、児童・生徒が抱える多様化・複雑化した課題の解決に向け、組織的な相談体制を一層充実させ、学校の教育相談機能を向上させます。 | 指導室 |
| 特別支援教育の推進 | すべての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童・生徒に対する組織的な対応ができるようにしていきます。また、個々の児童・生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行います。 | 学務課・指導室 |
| 青少年健全育成地区委員会 | 地域の子どもの健全育成を図ることを目的に、各地区で活動しているボランティア団体です。通学路などの安全点検、独自の地区行事、管外研修、季節の行事など、各地区の実情に応じた取組を行います。 | 児童青少年課 |

(4) 広報・啓発活動の促進と民間協力者等との連携

- ・犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について、関心と理解を深める取組を推進します。また、立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることを防ぐ更生保護の活動には、保護司や更生保護施設をはじめ、更生保護女性会、BBS、協力雇用主などたくさんの人や団体がかかわっており、こうした民間協力者等と市が連携協力し、民間協力者等が活動しやすい環境づくりに努めます。

| 事業名 | 施策内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 社会を明るくする運動 | 「犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築く」ことを目指し、法務省が主唱する全国的な運動です。保護司会等と協働し、様々な広報活動を実施します。 | 地域福祉課 |
| 保護司会の活動支援 | 地域において犯罪をした者等の指導・支援、見守りなど再犯防止等の中心的な役割を担う保護司会の活動を支援します。 | 地域福祉課 |
| 更生保護活動の広報・啓発 | 啓発ポスターの掲出や啓発グッズの配布、市のホームページや広報紙を活用し、市民へ情報を提供し理解促進に努めます。 | 地域福祉課 |

※更生保護女性会とは、女性としての立場から、犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、罪を犯した人の更生支援や青少年の健全な育成を助け、非行のある少年の改善更生などに協力するボランティア団体です。

※BBS (Big Brothers and Sisters Movement) とは、非行など様々な問題を抱える少年たちに、兄や姉のように身近な存在として接しながら、少年たち自身で問題を解決し、健全に成長することを支援することで、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す成年ボランティア団体です。

※協力雇用主とは、犯罪や非行の前歴のために定職に就くことが難しい刑務所出所者などを、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。

用語出典：2018年7月17日「あしたの暮らしをわかりやすく政府広報オンライン」より

【社会を明るくする運動】

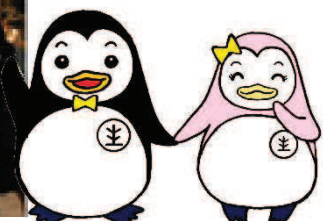
○法務省は、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間である7月を中心に、広報・啓発活動を積極的に展開しています。令和5年に実施した第73回“社会を明るくする運動”では、「#生きづらさを、生きていく。」をテーマに、本市においても、駅頭や阿波踊り会場において広報活動を実施し、民間協力者等の他、中学生ボランティアの皆さんにもご協力いただきました。また、夏休み期間に行った子ども映画会では延べ87人が参加しました。



子ども映画会の様子



駅頭広報活動の様子



更生保護のマスコットキャラクター
ホゴちゃんとサラちゃん

【再犯防止を支える民間協力者：北多摩東地区保護司会 小金井分区】

○北多摩東地区保護司会は、昭和42年4月19日に設立されました。武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市の4市で構成され、それぞれが“分区”として位置付けられています。小金井分区では、令和5年10月時点で22名の保護司が地域の犯罪・非行の予防を図る活動等を行っていますが、近年、保護司の高齢化が進んでいること、担い手の不足が課題となっています。

<主な活動内容>

1. 保護観察

更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごと（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けるものです。

2. 生活環境調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保などを行い必要な受入態勢を整えるものです。

3. 犯罪予防活動

犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐために、毎年7月の“社会を明るくする運動”強調月間などの機会を通じて、「講演会」、「住民集会」、「学校との連携事業」などの犯罪予防活動を促進しています。



計画の推進

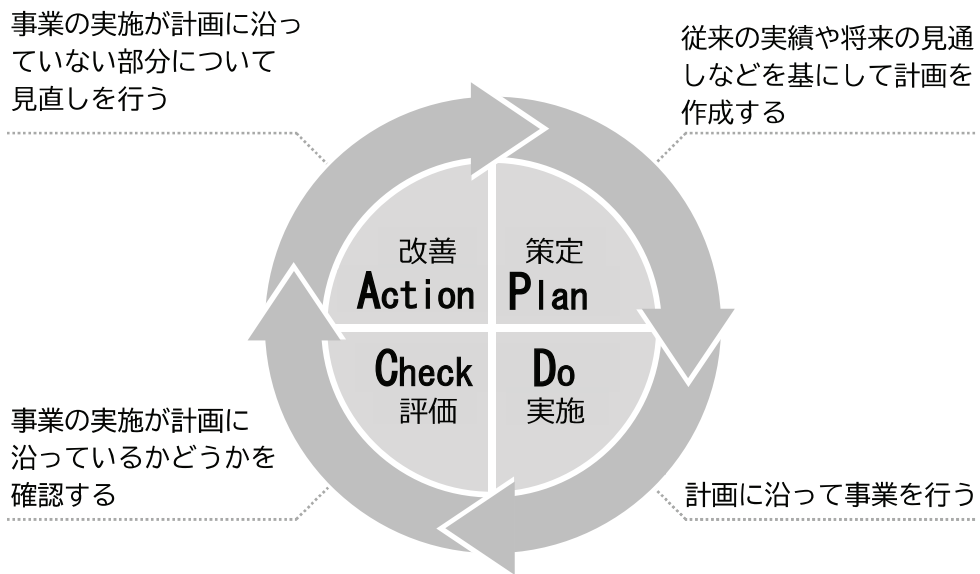
1 計画の推進体制

小金井市地域福祉推進委員会において、計画の取り組み状況の評価を行います。

また、本計画の推進に当たっては、全庁的な体制における本計画の着実な実施に努めるとともに、事業の進捗状況について、毎年度、計画の評価を行います。

進捗状況および評価結果については、市ホームページで公表し、本計画に掲げる基本目標や施策についての周知を図ります。

PDCAサイクルのイメージ



2 計画の評価方法

本計画の進捗状況をできるだけ客観的に評価し、施策のあるべき姿を定期的に確認するために、目標指標を設定します。目標年次は、計画期間最終年度の令和11年度とします。

目標の「継続」は現状から継続して同様に事業を進めるもの、「充実」は、現状からさらに事業を充実させて推し進めていくものとします。

【計画全体の目標指標】

アンケート調査による評価の指標として、次の目標を設置します。

| 計画全体の目標指標 | 調査結果 | | 目標値 (令和11年度) |
|--|--------|-------|-----------------|
| | 平成28年度 | 令和4年度 | |
| 1 自分が住んでいる町内の住み心地の満足度「かなり満足している」の割合 | 21.7% | 27.2% | 35%* |
| 2 地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等について取り組んだことのある人「現在、継続的に取り組んでいる」、「たまに取り組むことがある」合計の割合 | 18.4% | 16.1% | 20%* |
| 3 福祉総合相談窓口（自立相談サポートセンター）の認知の割合 | 9.4% | 47.2% | 60%* |
| 4 権利擁護センターの認知の割合 | 7.9% | 25.6% | 30%* |

※アンケート調査は令和10年度に実施予定。

【事業目標】

①福祉のまちづくり

| 事業 | 指標 | 現状 (令和4年度) | 目標値 (令和11年度) |
|--------------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 権利擁護事業の推進 | 市民後見人の数 | 2人 | 充実 |
| 福祉サービス第三者評価システムの普及 | 第三者評価の利用数 | 17件 | 継続 |
| サービス事業者への指導強化 | 社会福祉法人への指導検査の実施 | 年1法人実施 | 継続 |

②包括的支援体制の構築

| 事業 | 指標 | 現状 (令和4年度) | 目標値 (令和11年度) |
|---------------|---|---------------|--------------------|
| 重層的支援体制の整備 | | — | 実施計画の策定 (令和6年度) |
| 福祉総合相談窓口の運営 | 新規相談受付件数（自立相談支援事業含む） | 489件 | 充実 |
| 生活困窮者の自立支援の推進 | 生活困窮者自立支援プラン作成数 | 183件 | 充実 |
| | 就労・増収率 (就労・増収者のうち就労支援プラン作成者／就労支援対象者) | 37% | 充実 |

③地域活動の活性化

| 事業 | 指標 | 現状 (令和4年度) | 目標値 (令和11年度) |
|-------------------------|---|---------------|-----------------|
| ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり | ボランティア体験学習の参加者数 | 47人 | 継続 |
| 多様な人材の地域活動への参加促進 | ボランティア相談の件数（市内活動への問合せ、既に活動している団体からの相談等） | 524件 | 継続 |
| 地域福祉ファシリテーター養成講座の開催 | 講座受講者数 | 12人 | 継続 |
| 社会福祉法人等との連携強化 | 社会福祉法人連絡会の開催回数 | — | 年2回実施 |

第3期小金井市保健福祉総合計画（案）に対する
パブリックコメントの実施結果について（概要）

小金井市市民参加条例第15条の規定に基づき、第3期小金井市保健福祉総合計画（案）に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について、下記のとおり公表します。

記

1 施策の名称 第3期小金井市保健福祉総合計画（案）

2 意見の募集方法

(1) 意見募集期間

令和5年11月15日（水）から同年12月15日（金）まで

(2) 意見提出方法

直接持参、郵送、FAX、電子メール又は市ホームページ専用フォーム

3 意見の提出状況

(1) 提出人数 個人：11人／団体：1団体

| 区分 | 直接持参 | 郵送 | FAX | 電子メール | 市HP専用フォーム | 計 |
|----|------|----|-----|-------|-----------|----|
| 個人 | 0 | 0 | 1 | 0 | 10 | 11 |
| 団体 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 計 | 0 | 0 | 1 | 0 | 11 | 12 |

(2) 延べ意見数

44件（内訳：個人41件／団体3件）

(3) 意見内容の内訳

| | |
|------------------------|--------------|
| ア 全般 | 個人： 1件／団体：0件 |
| イ 地域福祉計画 | 個人： 6件／団体：0件 |
| ウ 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 | 個人：16件／団体：3件 |
| エ 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画 | 個人： 7件／団体：0件 |
| オ 健康増進計画 | 個人：11件／団体：0件 |

4 提出された意見及び検討結果

別紙のとおり

5 意見と検討結果の閲覧場所等

(1) 市ホームページ

(2) 地域福祉課（市役所第二庁舎2階）、広報秘書課広聴係（同1階）、情報公開コーナー（同6階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター及び東小金井駅開設記念会館

6 問合せ先

小金井市福祉保健部地域福祉課

電 話 042-387-9915

FAX 042-384-2524

E-mail s050199@koganei-shi.jp

第3期小金井市保健福祉総合計画（案）に対する意見及び検討結果について

| No. | 全般 | | |
|-----|---|---|---|
| | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| 1 | 基本目標3 障がいのある 人が安心して 暮らしていく ための仕組み づくり／基本 施策（2）施 設サービス／ P132 | <p>居宅系サービス事業について</p> <p>がんの終末期患者、認知症が進行したとき、高次脳機能障害や医療的ケア児が直面する食べられない状況に対して、口から食べる支援ができ、その先には看取りもできる場所が作れないでしょうか。NPO法人くみサポはこうした方々の口から食べる支援を行うための専門家チームが食べる支援ができる場所を作りたいと思っています。看取りもできる場所にするためにどのような仕組みを利用できるのかを検討する必要がありますが、看取りをサポートできる医師（私自身と仲間たち）と訪問看護師の人材は確保できます。小金井には非常に素晴らしい訪問看護師たちがいますので、看護師に関しては訪問看護を利用する事ができます。看取りをする際にはそこに入所する、あるいは短期間居住する、旅館の様に滞在する、あるいは他のグループホームを運営できる事業者と協力するなど、いくつかのアイデアがありますが、実現に向けて検討する委員会を作っていたらとありがたいです。</p> | <p>高齢、障がい等の様々な分野において「自分の口で食べること」への支援は大変重要な視点であると認識しています。支援体制の確保や地域資源の有機的な連携・協働は今後の検討課題であると考えます。</p> <p>貴重なご意見として、今後の検討の参考にします。</p> |
| No. | 地域福祉計画 | | |
| | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| 2 | 3 地域福祉 をめぐる動向 ／4 市の保 健福祉を取り 巻く課題／ P25, 26 | <p>災害発生時において年令や障害種別を問わず、障害のある人や病気等で自力で動けない人などいわゆる災害弱者といわれる人の避難所までの移動支援、避難後のプライバシーの確保、エアコン利用、食料調達、衛生面に関する事等の環境整備を早急に行ってください。</p> | <p>本市では自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者や障がいのある方等を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成し、災害に備えた地域の協力体制づくりを推進しています。また、毎年実施している総合防災訓練において福祉避難所（二次避難所）の設営訓練及び障がいのある方等を想定した移動介助訓練を行っています。</p> <p>避難後は、避難者が安心して避難生活を送れるよう、支援関係機関及び民間企業等と連携し、避難所の環境整</p> |

| No. | 地域福祉計画 | | 意見に対する検討結果 |
|-----|---------------------|---|---|
| | 項目／ページ | 寄せられた意見 | |
| | | | <p>備や個別の特性をふまえた対応に努めてまいります。</p> <p>いただきましたご意見は、関係部署と共有させていただきます。</p> |
| 3 | 4 市の保健福祉を取り巻く課題／P28 | <p>地域活動について。子育て中の実感ですが、「小金井市には、幼稚園の選択肢が少なく数も足りず市外の園に入園する子も少なくはなく、保育園は小規模園が増えて」小学校入学した時点では、入学前からの知り合いが非常に少ない人も、という状況になっています。「早急な待機児童の解消」の代償、とも言えると思います。(小学校の先生方も、「今は、児童の出身園もバラバラなので、新入生は、まず最初の人間関係作りから…」と仰っています。)</p> <p>また、小学校1年生の学童保育利用率も高く、子どもを介して保護者同士がつながる機会が減っているのでは、と感じます。学校PTAの委員数や活動の規模も、縮小傾向です。地元の習い事や少年スポーツ団体で、保護者同士の新しいつながりができることもありますが、そういう活動を好む子どもばかりではないですし、余裕がない家庭もあるかと思えます。町内会も、積極的に関与できる家庭ばかりではありません。</p> <p>結婚や出産や就園就学等の機会に転入してきたような、元々は小金井に縁もゆかりもない転入者にとっては、心細い状況が待っています。</p> <p>そんな中、市立保育園や長年地域福祉に携わっている社会福祉法人立の「伝統ある私立幼保園」の存在や、それらの園の保護者のネットワークの存在は、地域福祉活動を支える貴重な要素になっているのではないのでしょうか。子育て世代の顔見知りネットワーク作りや気軽な相談先として、「園庭開放」「未就園児支援事業」があるのとないのでも、大きく違うと思います。</p> <p>繰り返しになりますが、小学校区毎に「基幹幼保こども園」を設定し、児童福祉機能やネットワークの要としての機能を強化するのが理想的だと考えます。(前市長体制の市では、この考えを受け入れて何か検討・協議するということは、無かったようですが)現在の体制で、あらためて、</p> | <p>子ども・子育て支援に係る基本的な視点や基本目標については、「(仮称)のびゆく子どもプラン小金井(第3期小金井市子ども・子育て支援事業計画)」の策定に向け今後検討が進められることとなっており、認定こども園を含む児童福祉施設全般について議論されるものと考えます。子ども・子育て施策に関しては、いただきましたご意見を関係部署と共有させていただきます。</p> <p>地域福祉・地域活動の観点としては、「地域共生社会」の理念に基づき、子ども・子育ても含めて、福祉の分野を超えた包括的な相談支援体制の構築や地域づくりの促進に努めてまいります。</p> |

| No. | 地域福祉計画 | | 意見に対する検討結果 |
|-----|--|--|--|
| | 項目／ページ | 寄せられた意見 | |
| | | 地域福祉・地域活動の観点からも、未就学児～小学校新入生の子どもたちとその保護者が置かれている状況に、着目していただければと思います。 | |
| 4 | 2 基本目標 ／ (3) 地 域活動の活 性化／P31 | 今回案は全部で 353 頁あり読破自体が容易でありませ んし、関係者以外の一般市民が多数の図表を関連付けて理 解し関心を持つのも容易でないでしょう。そこで、地域福 祉計画等を市民周知する機会を増やすため、一例として、 31 頁目に記述がある「多様な機会創出により社会参加の 促進を図」る『機会』の一つとして教育委員会の行う「社 会教育」との積極的な連携を計画にぜひ盛り込んで欲しい ものです。公民館でのセミナー開催や図書館での資料展示 を手始めにコミュニティ・スクールの活用などは関心を集 める有効なきっかけになります。すべての今回計画等につ いてこの趣旨での同委員会と首長部局の協力体制を謳っ て下さい。 | 社会教育（生涯学習）の取組は、市民が互いに交流を 深めながら芸術文化やスポーツに親しみ、多様な学びの 機会を持つものであり、貴重な機会の一つであると考え ております。教育委員会を含めた関係各課との連携につ いては、ご意見の趣旨に沿って、事業運営の中で積極的 に努めてまいります。また、貴重なご意見として、今後 の検討の参考にします。 |
| 5 | 基本目標 福 祉のまちづく り／ (2) 災 害に備える体 制づくり／ P35 | 「また、福祉避難所の管理運営の整備を推進します。」 とありますが、「管理運営」を整備するということで、福 祉避難所の需要と配置間隔については、足りている見込み なのでしょうか。福祉避難所に指定されている福祉施設が 少ないエリアについては、福祉避難所を増やす計画はある のでしょうか。福祉避難所となる市立保育園は、廃園で減 ります。市の地域防災計画案では、「福祉避難所としての 市立保育園」の役割が、あまり明確に記載されていなかっ たような印象でした。 | 災害発生時における福祉避難所（二次避難所）は、一 次避難所や自宅での生活が困難な方を受入れる施設と して、市内の福祉施設等と協定を締結し設置運営を行う ものです。 今後も、福祉避難所（二次避難所）の新規指定につ いて積極的な働きかけを行います。 いただきましたご意見は、関係部署と共有させていた だきます。 |
| 6 | 基本目標 2 包括的支援体 制の構築／ P39 | 「住民に身近な圏域において総合的な相談に応じま す。」とありますが、「児童福祉」においては、「身近な圏 域」の設定があるとは感じられません。（前市長体制では、 市立保育園の廃園ありきで、「4km 四方のコンパクトな自 治体なので、ベビーカーや子乗せ自転車の移動でも楽でし ょう」と、多胎・多子世帯や要介助児等には大変な移動が、 軽んじられていたのでしょうか。） 189 ページから、高齢者については、地域包括支援セン ターの圏域毎に、丁寧に分析されています。また、市図書 館計画でも、徒歩圏に合わせて分散配置された本館分館の | 子ども・子育て支援に係る基本的な視点や基本目標に ついては、「(仮称) のびゆく子どもプラン小金井 (第3 期小金井市子ども・子育て支援事業計画)」の策定に向 け今後検討が進められることとなっており、認定こども 園を含む児童福祉施設全般について議論されるものと 考えます。子ども・子育て施策に関しては、いただきま したご意見を関係部署と共有させていただきます。 福祉総合相談窓口の運営にあたっては、相談支援包括 化推進員を各地区に配置することで、住民に身近な圏域 において総合的な相談に応じ、子ども・子育て支援の関 |

| No. | 地域福祉計画 | | |
|-----|----------------------|--|---|
| | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| | | <p>圏域毎に、状況が分析されていました。市長も変わりましたし、児童福祉においても、こども・子育て支援においても、なんらかの「圏域に分けて現状を把握する」の概念を導入するべきではないでしょうか。</p> <p>未就園児から小学校低学年くらいまでの児童福祉・こども子育て支援の拠点として、市立保育園5園を残すか、小学校区か中学校区毎に幼保こども園の基幹園を設定して、子育て支援機関のネットワーク強化や幼保小連携の要とするのが、理想だと思います。</p> | <p>係機関とも連携を図り、チームによる支援を目指してまいります。</p> |
| 7 | 第5章 小金井市再犯防止推進計画／P45 | <p>「再犯防止推進計画」について。犯罪の種類によっても、必要な介入が異なると思います。依存性の高い要因がある場合には、専門医療による治療的介入や、依存症回復のためのピアグループなども必要になるケースもあるだろうと思います。家族のいる人の再犯防止・社会復帰には、加害者家族への介入・支援なども、必要かもしれません。そのあたりは、具体的な記載が少ないようですが、他の計画に記載がありますか。</p> <p>52 ページの「保護司の不足や高齢化」は、重要な社会的課題の一つなのでは、と感じます。「コラム」よりも、重い扱いでもいいのではないのでしょうか。</p> | <p>国、都及び刑事司法関係機関では、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導等の具体的な取組を実施しております。本市としましては、住民に最も身近な基礎自治体の役割を重視し、地域で安定した生活が送れるよう支援してまいります。</p> <p>保護司の不足や高齢化については、国の責務として、保護司の活動場所である「更生保護サポートセンター」の設置や保護司活動のデジタル化の推進等の取組が進められています。本市としても保護司の安定的確保は重要な社会的課題であると認識しておりますので、市の保護司会と内容を協議し、保護司会活動への理解促進・周知啓発を目的としてコラム欄を掲載しました。引き続き保護司会活動について支援してまいります。</p> |

| 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 | | | |
|----------------------|--|---|--|
| No. | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| 8 | 2 アンケート調査結果からみた現状／オ 地域で生活するために必要な支援／P76 | 市内には医療的ケアが必要な障がい者が利用できる通所施設は障害者センターのみで、現在定員を超えており利用が難しい状況です。通所施設の拡充を望みます。 また、入所施設の新規開設においては、医療的ケアの肢体不自由の障害者も対象にして頂けるようお願いいたします。 | ご指摘のとおり、市内には通所施設が不足している状況です。いただいたご意見も踏まえ、通所施設の整備・充実に努めます。 また、入所施設の新規開設に係るご意見については、今後どのような方を対象にどのくらいの規模の施設が必要であるかを検討するにあたり、参考にさせていただきます。 |
| 9 | 2 アンケート調査結果からみた現状／P93 | 「福祉サービスの情報の入手先」としての、医療機関の割合は、他自治体等に比べて、多いのでしょうか、少ないのでしょうか。 障害の認定のフェーズなどによっても、医療機関からの情報提供の度合いや割合は変わってくるのかもしれませんが、医療から福祉に繋げるという広い意味で、連携を深める中で、情報を届けるルートとしても強化できる余地があるのかもしれない、と感じました。 | 医療機関の数及び割合について市では把握しておりませんが、アンケートの結果から、「病院」を「福祉サービスに関する情報の入手先」としている方が一定数いることが示されています。いただいたご意見を踏まえ、福祉サービスを必要とする方へ適切に情報が伝わるよう、医療機関との連携を深めながら情報発信の強化に努めます。 |
| 10 | 2 アンケート調査結果からみた現状／P96 | もし、今後、市で「避難所で配慮して欲しいこと」の選択肢を用意するアンケートを実施する際には、アレルギー・光・音などの要素に、「におい・香料（香害）」の項目も入れていただければ幸いです。 | 香料などの化学物質に接触することで、頭痛やめまい、不眠など多岐にわたる症状があらわれる、化学物質過敏症への配慮の必要性については、市としても認識しているところです。 ご意見を参考に、今後はアレルギーの方、光や音などへの感覚過敏の方に加え、化学物質過敏症の方への配慮の必要性についても把握に努めます。 |
| 11 | 基本目標 1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり／基本施策（1）広報・啓発活動／P121 | 基本施策（1）広報・開発活動 ①市民に対する啓発活動の充実 高次脳機能障害は中途障害で外から見えません。誤解や差別があり、正しく障害を理解してほしいです。「障害のある人も無い人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」を見えるように障害者・高齢者・病気の子供たち・地域の方々との共生をテーマに市民フォーラム、シンポジウム開催を提案します。当事者が声を上げ障害の正しい理解を求め、地域の方々と仲良くできる機会が欲しいです。 高次脳機能障害者・失語症者は話すことが不器用ですか | ご意見のとおり、高次脳機能障害は、外見からはわかりにくく、見えない障害とも言われていることから、令和4年4月に障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（平成30年条例第28号。以下「障害者差別解消条例」という。）を改正した際、障害者の定義に個別に明記し、また、令和5年3月に改定した差別解消条例の啓発冊子では、失語症の説明を追記し、啓発に努めております。高次脳機能障害・失語症への理解が進むよう、ご意見を参考に啓発等に努めます。 |

| No. | 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 | | |
|-----|--|--|--|
| | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| | | <p>ら、ゆっくり、簡単な言葉で話すと有難いです。分からないのではなく言葉での発表が下手なのです。パワーポイントなどで準備すれば発表できます。障害だけの人ではない。障害以外は普通の人間です。参加の機会を下さい。</p> <p>そのきっかけを作りませんか。折角の条例を棚ざらしにしないように運用したいです。</p> | |
| 12 | 基本施策（1） 広報・啓発活動／P121 | <p>1. 市民に対する啓発活動の推進</p> <p>2. これまでの計画には「障がい」の理解を推進するための啓発が実施されていますが、人生の最期までどんな状態であっても安心して地域で暮らし看取り、看取られるために、元気なうちから人生の最期をどう過ごしたいかを考える、看取りまでをみずえた市民講座を市の事業としていただきたいです。</p> <p>これはいわゆる人生会議、アドバンスケアプランニングにつながります。NPO法人くみサポでは、広島県廿日市市で開始した講座は令和5年末までに62回開催（のべ2730名）、小金井市では12回開催（3～4回程度／年）しており、最近では資料として小金井市で作成した看取りのリーフレットを使用して市民と共に考えるワークショップを行っています。</p> | <p>アドバンスケアプランニング（ACP）の普及啓発については、介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の中で重点取り組み事項として設定しており、医療・介護関係者向け研修及び市民向けの講演等を通じて実施しております。</p> <p>ACPの普及啓発については、高齢者のみを対象とするものではないことから、周知対象の拡大や、事業内容の調整等についても検討していきます。</p> |
| 13 | 基本目標 2 障がいのある人の社会参加や就労に向けた自立の基盤づくり／基本施策（1）障がい児保育・療育・教育／P125 | <p>「障がい児保育の推進」や「障がい児学童保育の充実」等について。実績として、園の数や人数が挙げられていますが、その内容は、精査されていますか。保育の利用を断られた親子や、保育が利用できずに保護者のうちの一人が退職したケースの数の推移などは、市は調査して把握しているのでしょうか。</p> | <p>[障がい児保育の推進について]</p> <p>ご意見にあるような調査による把握はしておりませんが、入園に関する相談により把握した個々の事情に配慮しながら、丁寧な対応に努めているところです。必要な職員体制や設備が不十分な場合や既に複数の障がいのある児童をお預かりしている場合など、安全にお預かりすることができないと判断することもあります。可能な限り受け入れ体制の整備に努めます。</p> <p>[障がい児学童保育の充実について]</p> <p>ご意見にあるような調査による把握はしておりませんが、障がいのある児童について、入所前に児童の様子聞き取りなどにより保育に必要な状況を把握しております。特別な配慮が必要な児童の受け入れにも対応できるように、指導員は定期的に研修を受講するなど、適切</p> |

| No. | 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 | | |
|-----|------------------------------------|--|--|
| | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| | | | な保育に努めております。今後も関係各所と連携を図りながら、学童保育の充実に努めます。 |
| 14 | 基本施策（２） 社会参加や就 労の促進／ P126 | <p>雇用・就労支援の促進 ⑤市の業務委託等の促進 高次脳機能障害発症後、新規に勉強して記憶することは難しいです。高次脳機能障害発症前、昔の記憶・スキル（経験 蓄積）は残っています。それらの腕を活かした仕事の仕方、カスタマイズ就労を創りたいです。 高次脳機能障害の職人は現行の制度では働く機会がないです。いちごえ会には音楽家、デザイナー、俳優、調理師など、つぶしが利きにくい人達が居り、個人営業もあります。 仕事の開拓では、市の業務を一部受注できる制度を考えましょう。例えば市のイベント開催の場合、外部に発注していた業務に高次脳機能障害者を参加させる機会を下さい。仕事の切り出しとか、方法を開拓しましょう。 いちごえ会にはそれらのマネジメントができるスタッフが居り、カスタマイズ就労の実験です。 当事者には会参加のリハビリであり、自信の回復、生きがいです。 市内の福祉事業所の連合体を作り市の業務を受注する、その連合体で仕事をシェアし、事業所の経営、エ賃の上昇につなげる方法を協働し小金井市流の働き方を作りませんか。</p> | 業務内容、業務量及び履行期日などを踏まえた上で、障害福祉サービス事業所への発注が可能な業務がないか改めて精査するなど、全庁的に取り組みます。 |
| 15 | 基本施策（２） 社会参加や就 労の促進／ P126 | <p>「福祉喫茶」等を充実させる施策について。とても良いと思うのですが、市役所新庁舎、現市役所庁舎跡地、東小金井駅・武蔵小金井駅前開発等の中で、具体的な福祉喫茶設置計画は、あるのでしょうか。 また、市内の社会福祉法人等の作業所等の売店の拡充支援との兼ね合いもあるのでしょうか。 新福祉会館には、是非、お茶とお菓子をいただいて、ひと息つけるスペースがあると良い、と思います。</p> | 具体的な内容は今後の検討事項となりますが、新庁舎には福祉的なカフェ、（仮称）新福祉会館には福祉売店の設置を計画しています。 |

| No. | 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 | | |
|-----|---|--|---|
| | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| 16 | 基本施策(2) 社会参加や就労の促進／P127 | 障がいのある人の就労については、「超短時間雇用」や「介助付き雇用」の制度があれば、働ける人が増えるであろうということから、導入の動きがあると聞いています。市の障害者就労支援センターでも検討し始めているということも耳にしますので、方向性としては「検討」でもよいので、ぜひ計画の中に入れてくださるよう希望します。 | 事業名「6障がい者雇用の促進」の施策内容に記載があるとおり、現在、障害者就労支援センターでは、短時間労働も含め、企業と就労を希望する障がいのある人とのマッチングに係る取組の検討を進めています。「介助付き雇用」については、就労支援に係る取組の検討において、今後参考とさせていただきます。 |
| 17 | 基本施策(2) 社会参加や就労の促進／P128 | 「選挙投票への支援」について。是非継続・充実を、お願いいたします。 数年前に、自分が小金井市に転入してきて、初めて、期日前投票所ではなく、投開票日当日の投票所の会場に向かった時、投票所の入り口も、投票する部屋への行き先も、投票済証の受け取り方も、わかりづらくて驚きました。「障害の有無に関係なく、何とバリアーだらけなのだろう、長年住んでいる人だけがわかればそれでいいのか？なんと不親切な。」と感じました。その後、改善されている部分もあると思います。 投票行動について、何らかのハードルや不安を抱えている全ての人にとって、投票しやすい選挙運営を、お願いいたします。 | 様々なハードルや不安を抱えた方々が投票日当日の投票所で円滑に投票ができるよう、投票環境の向上や情報の周知等に努めます。 なお、ご意見をいただいた事業については、今後の方向性を「継続」としていましたが、令和4年4月に障害者差別解消条例を改正した際、合理的な配慮が必要な生活場面の例示として「選挙等を行うとき。」を新たに規定したところであり、障がいのある人が円滑に投票できるよう、今後も充実に努めていく必要があることから「充実」に改めることとします。 |
| 18 | 基本目標3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり／基本施策(2) 施設サービス／P132 | 2 通所系サービス事業について 4～5 行目 利用希望が高い知的障害者が通う生活介護事業所が不足しているため とありますが肢体不自由者が通える施設も少なく定員となっており来年度の空きがありません。肢体不自由児者も通える生活介護の検討をお願いいたします。市内にはきらりや小金井特別支援学校があり知的障害者に対しては利用できる施設も多いですが、肢体不自由児者に対しては支援が薄いと思います。68 ページからの統計書類によると 18 歳未満では知的障害者の方が多くですが 64 歳以下を比較すると肢体不自由者の方が知的障害者を上回ります。それだけ支援を必要とする人が多いということですので、今後ご検討いただければ嬉しいです。 | 肢体不自由児者が利用できる通所施設が不足していることは認識しております。統計資料も踏まえ、引き続き通所施設の整備・充実に努めます。 また、基本目標4、基本施策(3)の①の事業名「8 障害者支援施設の確保のための取組」(P145)に記載のとおり、「障害者支援施設(入所施設)の確保に向けて、新規開設に必要な支援等の検討を進める」としているところですが、入所施設と通所施設を併設している事例もあることから、今後どのような方を対象にどのくらいの規模の施設が必要であるかを検討するにあたり、参考にさせていただきます。 |

| No. | 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 | | |
|-----|---------------------------------|--|---|
| | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| 19 | 基本施策（２） 施設サービス ／P132 | <p>施設による支援が適正になされているかどうか、とくに知的重度の人の意見を聞く仕組みがない。また、市内の通所施設のサービス提供内容をチェックする実質的なしくみが市としてない。（都の監査や福祉サービス第三者評価では個々の支援についての適切性までは充分目が届いていない。）市レベルでその現状を見ようとするとき、（他団体の）同業者では（おたがいさまなので）無理で、市役所もその責任を感じていない（とする説明しか得られていない）。</p> <p>より広い知見で共有し、施設がその運営や利用者への対応に不適切な面があれば、改善を指導できる仕組みが必要と考えられる。</p> | <p>障害福祉サービス事業所（又は障害児通所支援事業所等）の運営が適切に行われているかについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第10条（障害児通所支援事業所等にあつては児童福祉法（昭和22年法律第164号）第57条の3の2）の規定に基づき、市において検査を実施しており、改善の必要があると認められる事項については、助言及び指導を行っています。市内全事業所に対し毎年実施することは難しい状況ですが、引き続き障害福祉サービスの質の確保に努めます。</p> |
| 20 | 基本施策（２） 施設サービス ／P132 | <p>居住系サービス事業のうち、入所施設の新規開設に向けた取組を進めます、という文言通り、早期実現を望みます。</p> | <p>早期実現をめざし、どのような方を対象にどのくらいの規模の施設が必要であるかの検討から取り組んでいきます。</p> |
| 21 | 基本施策（３） 相談支援・情報提供体制 ／P133 | <p>相談に対する窓口についてですが、市の条例が施行されてから最初の計画策定になりますので、「差別解消委員会」について入れて欲しいと思います。</p> <p>また、福祉オンブズマン制度についても障害者計画の中には記載がありません。確かに担当としては地域福祉課であり、37ページには記載があるので充分という見解もあるかと思いますが、247ページには※他計画再掲の記述をつけて掲載しており、福祉オンブズマン制度の利用実績を見ても障害関係の利用者がいることは明らかなので、障害者計画の中に記載が必要と思います。</p> <p>ぜひ、「差別解消委員会」と合わせて相談機関の周知についての記載を検討ください。</p> <p>できれば、福祉総合相談窓口と権利擁護センターについても関連付けて欲しい気がします。そちらもご検討ください。</p> | <p>障害者差別解消条例第13条の規定により、障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談をすることができるとされており、同条第3項の規定により、市だけでなく、障害者総合支援法第77条の2の基幹相談支援センター（障害者地域自立生活支援センター）にも相談することができるとされています。差別解消委員会は、障害者差別解消条例第16条の規定に基づき、市の求めに対し、市が助言又はあっせんを行うことについての意見を述べるものであることから、「差別解消委員会」を窓口として追加するのではなく、事業名「1市の自立生活支援課の窓口」及び「2障害者地域自立生活支援センター」の施策内容に、障害者本人に係る差別に関する相談に関して追記することとします。</p> <p>福祉オンブズマン（福祉サービス苦情調整委員制度）については、地域福祉計画において「福祉サービスの質</p> |

| No. | 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 | |
|-----|----------------------|--|
| | 項目／ページ | 寄せられた意見 |
| | | <p>意見に対する検討結果</p> <p>の確保」として記載しているとおり、福祉サービスに対する市民の苦情に公平かつ適正に対応し、信頼性と福祉の向上を目指すことを目的としているものです。地域福祉計画は、障害者計画等の上位計画と位置付けられ、障害福祉サービスに関する苦情への対応も含めた福祉の向上について記載しておりますが、障害者計画は、障害福祉サービス事業所や市が活動を行う際の指針となる分野別計画と位置付けられていることから、苦情への対応に係る制度の利用を積極的に促すような記載は控えたいと考えています。障害者計画に掲げる施策の充実を図り、市の障がい福祉に対する苦情がないよう努めていきます。</p> <p>福祉総合相談窓口と権利擁護センターとの関連付けというご意見に関して、福祉総合相談窓口については、基本目標3、基本施策(3)の③の事業名「1福祉総合相談窓口との連携」(P135)に記載しています。権利擁護センターについては、基本目標に関連付けられた基本施策として権利擁護に特化した項目がないため記載しておりませんが、福祉総合相談窓口は、権利擁護センターと連携した対応も含め、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、包括的に相談を受け止める窓口として運営されており、福祉総合相談窓口との連携を強化することにより間接的に権利擁護センターとも連携がとれることから、施策内容としては、事業名「1福祉総合相談窓口との連携」(P135)に含むものと考えています。</p> <p>なお、上位計画である地域福祉計画においては、福祉総合相談窓口については「包括的相談支援体制の構築」の中で、権利擁護センターについては「権利擁護事業の充実」の中で記載しています。両窓口の運営及びにつきましては、これに基づき実施してまいります。</p> |

| 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 | | | |
|----------------------|---|--|--|
| No. | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| 22 | 基本目標 3 障がいのある 人が安心して 暮らしていく ための仕組み づくり／基本 施策（3）相 談支援・情報 提供体制／ P135 | <p>地域活動支援センターの充実のための事業計画に実績がないようですので、ここにNPO法人くみサポが行っている相談活動を組み込むことをご検討ください。NPO法人くみサポでは、世代や属性を超えて、すべての住民が相談できる場所を設けて相談を受け付けています。</p> <p>相談を受けるメンバーも世代や属性を超えたさまざまな経験を持つグループで、家族と死別した遺族の立場の市民、現在介護をしている市民の他、グリーンケアの専門家、子どもの教育、障がいや病気の子ども、医療的ケア児の教育の専門家、医師（小児科、緩和ケア）、子どもから高齢者の摂食嚥下障害の診療を専門とする歯科医師、ケアマネジャー、看護師、暮らしの保健室、相談支援センターやマギーズ東京などで相談にあたる看護師などです。</p> <p>相談を受けて必要なところにつなぐことを想定していますが、苦しむ人、こまっている人の居場所としての役割を担うこともイメージして「くみサポの家」と称しています。「くみサポの家」に行けば話を聴いてくれる人がいる、気軽に相談できる人がいる場所です。がんだけではなく障がいや病気を抱える人、その介護者、家族を亡くして深い悲しみにある人、子育てでつらい思いをしている人などが気軽に相談できる場所です。</p> | <p>「R4実績」欄の記載が「－」となっているのは、指標に記載された事項に係る施策が令和5年度に開始されたからであり、現在では5 団体の登録・延べ約300名の利用実績があります。</p> <p>なお、ここで掲げている施策は、地域活動支援センターが実施する事業のうち、居場所づくりを主とするものです。相談事業としての地域活動支援センターに関する記載は、基本目標3、基本施策(3)の①の事業名「3地域活動支援センター」(P133)にあります。</p> |
| 23 | 基本施策（4） 保健・医療／ P138 | <p>「医療的ケア児の保護者・家庭内ケア担当者」の支援について。充実を願います。ここの支援の充実がなければ、「心身面での重い障害がなくとも、日常生活への影響や保護者へのメンタル・可処分時間への影響が大きい、多胎児・低出生体重児・早産児・多子世帯」などへの支援・サポートの拡充も、進みにくいのでは、と感じます。よろしくお願いいたします。</p> | <p>本施策及び基本目標3、基本施策(6)の①の事業名「5医療的ケア児コーディネート事業」については、記載のとおり、医療的ケア児本人のみでなく、その家族も支援の対象としています。ご意見を踏まえ、医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、充実に努めます。</p> |
| 24 | 基本施策（6） サービス利用 に結びついて いない人への 支援／P141 | <p>サービス利用に結びついていない人への支援について特に日中活動支援についてのサービスを求めます。誰でも事前手続きなしで利用できる「だれでもカフェ」のような立ち寄り場のような所が、例えば交流センター1F辺りに月に1～2回でもオープンしていると、市民への啓発にもつながると思います。</p> | <p>具体的な内容は今後の検討事項となりますが、新庁舎には福祉的なカフェの設置を計画しています。いただいたご意見については、カフェのあり方の検討において参考にさせていただきます。</p> |

| 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 | | | |
|----------------------|--|--|--|
| No. | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| 25 | 基本目標 4 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり／基本施策(3) 住まいの確保・整備／P145 | <p>住まいの確保・整備 ①グループホームの整備 高次脳機能障害者の支援は大部分を家族が担っています。</p> <p>当事者・介護者が共に高齢化し、高齢な介護者を障害当事者が労り、助け合って暮らしています。</p> <p>障害者と高齢な介護者が一緒に住み続けられる終の棲家（グループホーム）が欲しいです。障害者、高齢者の制度上の垣根を超えた現実（ニーズ）に対応してほしいです。そのグループホームでは看取りも出来、若い高次脳機能障害を熟知しているいちごえ会会員の介護者がヘルパーとして働き、親（介護者）亡き後も当事者が安心して暮らせる棲み処が欲しいです。障害者 高齢者の協働、共助は生きがいであり、最善のリハビリです。</p> | <p>基本目標 3、基本施策(2)の①の事業名「1 居住系サービス事業」に記載のとおり、グループホームなどの居住環境の整備・充実の必要性は、市としても認識しています。新規開設の相談があった際は、ご意見を参考にさせていただきます。</p> |
| 26 | 基本施策(3) 住まいの確保・整備／P145 | <p>障害者施設について、近隣では入所支援がない市は、3市だそうです。小金井市議会採択を受けて、市内の障害者支援施設開設を期待します。</p> | <p>早期実現をめざし、どのような方を対象にどのくらいの規模の施設が必要であるかの検討から取り組んでいきます。</p> |

| 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画 | | | |
|--------------------|---|--|--|
| No. | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| 27 | 基本施策(4) 保健・医療／P136 | <p>保険・医療の充実のための事業に「緩和ケア相談」を加えて下さい。</p> <p>緩和ケアはがんだけではなく認知症介護や障害者支援にも応用できる考え方ですが、がん治療を終えた頃に治療医から緩和ケアをすすめられることが多いため、死や最期の場所というイメージと結びついてしまい正しい理解が広がっていません。緩和ケアを普及、啓発し正しい理解が広がると、認知症や障がいを持つ人に対するケアの質を向上させることにつながります。相談にはNPO法人くみサポの緩和ケア専門家メンバー（緩和医療専門医、がん看護専門看護師）が対応することが可能ですが、小金井市内の医療介護職や市の職員の人材育成にも対応が可能です。</p> | <p>緩和ケアに関する理解を促進することは、本計画にも記載しているACPの推進に大きく寄与するものと認識しています。</p> <p>医療・介護従事者やNPO法人等の地域資源と連携しながら、緩和ケアの普及啓発を含めたACPの推進を図れるよう検討します。</p> |
| 28 | 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題／P185 | <p>高齢者の人口・世帯の動向については、高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の施設数・入居定員なども、分析項目に入れた方が、より小金井市の現状をイメージしやすくなるのでは、という印象を抱きました。</p> | <p>本計画では、P273「本計画期間中の施設整備計画」に記載していますが、次期計画の参考意見とさせていただき、よりわかりやすい計画を作成するよう努めてまいります。</p> |
| 29 | イ 認知症施策の更なる推進／⑤支援をする際のかかりつけ医との連携について／P208 | <p>ケアマネジャー調査で、認知症のかかりつけ医との連携が、「あまりとれていない」と「とれていない」とを合わせて4割近いことについて。</p> <p>近隣自治体や東京都等の調査では、どの程度なのか、気になりました。市が何か対策をしたほうがよいという数値なのではないでしょうか。</p> | <p>同調査の設問項目は市区町村ごとに異なるため単純比較はできませんが、主治医との連携について設問のある近隣市の調査結果は、概ね同程度となっています。</p> <p>しかしながら、これらの回答を0に近づけるために、医療・介護連携推進事業や、ケアマネジャーに対する包括的・継続的ケアマネジメント等を通じて引き続き連携推進を図ります。</p> |
| 30 | 6 前期計画の評価／人材育成・確保の推進／P219 | <p>人材確保・育成について</p> <p>①事業所が求人募集をかけて人材を補充するという構図は破綻しているように感じています。計画の中で市内の介護職員を何年までに何人増やすという具体的な数字を目標に掲げられないのでしょうか。既存の東京都の事業の更なる推進や、それが効果的でないならたとえ二重行政と言われても小金井市独自の施策を構築するなど、人材確保に向けて実効性のある計画を期待してしまいます。</p> <p>②事業所運営にあたりITスキルの必要性が年ごとに増</p> | <p>介護人材の確保・育成については、P248「(4)人材育成・確保の推進」に取組を記載していますが、東京都の介護職員需給推計や確保を要する介護職員数にも留意しつつ、東京都と連携しながら取組を推進する必要があります。市として取組が可能な事業として、介護職員宿舎借上支援事業や介護職員初任者研修の実施、介護職員初任者研修を受講し修了した方の受講料の一部を助成等の取組を推進するとともに、介護事業所の指定申請関係の電子化による文書の簡略化を実施します。</p> |

| 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画 | | | |
|--------------------|--------------------------------|--|---|
| No. | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| | | 加しています。ITをはじめとする「業務効率化」の推進も大きな項目として取り上げるのはいかがでしょうか。 ③人材を確保して育成したら「離職防止」していかないと人材不足は解消できないと感じています。 | また、東京都と連携し、介護職員等の育成に関する講座等や介護人材確保に関する事業及び介護現場の効率化や生産性の向上に資する取組等の周知を図ります。 |
| 31 | 基本目標2 地域で自立して暮らし続ける仕組みづくり／P232 | 精神、身体、視力、聴力等に障害のある高齢者が利用できるデイサービス等、日中活動支援サービスを提供する事業所を創設して下さい。 | 高齢者が利用する介護サービスについては、ケアマネジャーによる面接のうえ、障害の有無を含めた心身の状態等をふまえ、必要な介護サービスが提供されるべきものと考えていますが、ご意見をふまえ事業所との情報共有を図り、実態把握に努めます。 なお、介護保険制度の利用に移行した高齢者で、精神、身体、視力、聴力等に障がいがあり、介護サービスにはない日中活動系のサービスが必要な場合は、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などの障害福祉サービスが利用できます。高齢者も含め、必要な方に必要なサービスが提供できるよう、充実に努めます。 |
| 32 | (5) ケアラー（介護者）への支援の推進／P243 | ケアラーへの支援の推進について。重要な視点だと思います。ヤングケアラー・ダブルケアラー・トリプルケアラーはもちろん、全てのケアラーの支援も、包括的に、進化させていってください。 | ヤングケアラー、ダブルケアラー支援に関しては、子ども、障がい分野所管部署及び社会福祉協議会等他機関とも連携しながら推進を図ります。 |
| 33 | 9 介護保険制度を円滑に運営するための方策／P280 | 福祉的視点から保険料、利用料の負担軽減に向けて小金井市独自のきめ細かな施策を望みます。 | 国の制度改正をふまえ、必要な保険料、利用料のご負担をお願いいたしますが、低所得者に配慮した制度運営に努めてまいります。 |

| No. | 健康増進計画 | | |
|-----|---|--|---|
| | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| 34 | 2 アンケート調査の結果／⑤新型コロナウイルス感染症による、こころとからだの健康に影響の有無／P304 | <p>新型コロナウイルス感染症流行による、こころとからだの健康への影響について。運動の頻度やケアワーク・家事等については、男女差があったというのは、報道でも取り上げられていたかと思います。女性が、無償ケア労働を多く担っていることによる影響です。行政として、「無償ケア労働を多く担って疲労をためている・休養不十分の女性の存在がある」という像が見えていなければ、こういったアンケート調査の結果を、有効活用することはできないと思います。ジェンダーギャップへの意識を高めてください。</p> | <p>本アンケート項目は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、こころとからだの健康に影響があったか、また、どのような影響があったかを把握するために設定した設問となります。</p> <p>アンケート結果としては男女別の結果を掲載しておりませんが、国が定める健康日本21（第三次）において、新たに「女性の健康」が項目立てられており、本市の第3次健康増進計画（案）「基本施策（3）休養・こころの健康づくり」においても、女性のこころとからだの健康に関する情報発信を行うこととしています。市として、性別やそれぞれのライフステージに応じた休養・こころの健康づくりを促進していきます。</p> |
| 35 | 2 アンケート調査の結果／⑤こころの健康を保つために必要だと思う機関やしきみについて／P312 | <p>「こころの健康を保つために必要だと思う機関やしきみ」について。</p> <p>ケアラー・家庭内の無償ケア労働従事者にとっては、「ケアを休める時間がある、ケアを肩代わりになってくれる人がいる、そのようなサービス機関を利用できる」仕組みこそが、こころの健康を保つ上で、重要です。</p> <p>321 ページの「市の保健医療対策で充実していくべきこと」も、344 ページの内容も、同じことが言えます。</p> <p>家庭内のケアラー・無償ケア労働をしている人が、ケアを休む時間、ケアを誰かに代わってもらって自分の身体の健診検診や治療のための受診に専念しやすくなる仕組みを、行政が、作ってください。ケアラーが孤立してしまわないように、ケアラーのメンタルヘルスの悪化に誰かが気付けるように、つらくなる前に・動けるうちに、ケアを代わってもらい、が、虐待予防の観点からも、必要なのではないしょうか。</p> <p>具体的には、「ケアや見守りを必要とする家族を預かってくれるサービスを増やし利用しやすくすること・予約を取りやすくすること」です。「相談窓口を増やす」だけでは、ケアラーの休養時間・心身のメンテナンスのための時間は、増えません。</p> | <p>本アンケート項目は、こころの健康を保つために必要だと思う機関やしきみを把握するために設定した設問となります。アンケート結果としては、約4割の方が「いつでも相談できる窓口（電話・インターネットなど）」と回答しており、市としては、国、東京都及びNPO法人等の相談窓口の周知に努めていきます。</p> <p>ケアラーについては、市としても重要な課題であると認識しています。</p> <p>ケアラー支援につきましては、第9期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（小金井市地域包括ケア推進計画）（案）に記載しておりますが、健康増進計画を含めた各分野計画の上位計画である「地域福祉計画」において、年齢や障害の有無にかかわらず支援体制の構築を図る「重層的支援体制の整備」を新たに掲げております。</p> <p>これらの制度周知や相談支援を含め、今後は、制度の狭間で支援が届かないことがないように、属性や世代を問わない支援体制の整備が重要であると考えます。</p> <p>また、ケアラーの負荷を下げるレスパイト事業等に関しては、障害、高齢の各分野で公的サービスを実施しております。</p> |

| No. | 健康増進計画 | | 意見に対する検討結果 |
|-----|----------------------|---|--|
| | 項目／ページ | 寄せられた意見 | |
| | | | あわせて、休養に関する情報提供やこころの健康に関する取り組みを推進することで、ケアラーを含め市民一人ひとりが自分らしく暮らせるよう、こころの健康づくりを推進します。 |
| 36 | 基本施策(1) がん検診の推進/P334 | がん検診の受診率について、市の子宮頸がん検診について計算されたものを見たことがあります。今までの市の検診の定員では、定員いっぱいまで申込みがあり、全員が受診したとしても、国の受診率目標値には届かない、というものでした。定員枠いっぱいの市民が全員受診しても絶対に届かない目標を掲げて、「受診率の向上のためには、情報提供が重要」とだけ言い続けるのは、時間の無駄と会議経費の無駄ではないでしょうか。目標の設定し直し、検診の定員増か、どちらかあるいは両方が必要だと考えます。 | がん検診の受診率は、国の「がん対策推進基本計画(第4期)」の目標値と同じ値とし、各がん検診とも60%と設定しています。しかし、現状(令和4年度)の受診率は目標値と大きく乖離しており、これまで以上の取り組みが求められています。 第3次健康増進計画(案)では、がん検診の充実のため、「がん検診の受診率向上のための取組み」を新規に定め、勧奨通知の見直し、特定健康診査と肺がん検診同時実施などの実施方法の見直し、非課税世帯等のがん検診受診料減免の周知等を進めることとしています。目標を達成できるよう、これまでの情報提供に加え、これらの具体的な受診率向上策に取り組めます。 |
| 37 | 基本施策(1) がん検診の推進/P334 | がん検診の受診率の低さには驚くばかりです。本人費用負担の撤廃あるいは軽減、検診日の更なる工夫など受診率の向上に努力して下さい。 | がん検診の受診率は、国の「がん対策推進基本計画(第4期)」の目標値と同じ値とし、各がん検診とも60%と設定しています。しかし、現状(令和4年度)の受診率は目標値と大きく乖離しており、これまで以上の取り組みが求められています。 第3次健康増進計画(案)では、がん検診の充実のため、「がん検診の受診率向上のための取組み」を新規に定め、勧奨通知の見直し、特定健康診査と肺がん検診同時実施などの実施方法の見直し、非課税世帯等のがん検診受診料減免の周知等を進めることとしています。 目標を達成できるよう、これまでの情報提供に加え、これらの具体的な受診率向上策に取り組めます。 |
| 38 | 基本目標2 生活習慣の改善/基本施策 | 「学校給食と学校の食育」について。 市立小学校に通う我が子が、いつも「給食、美味しい!」と言っており、家でも給食の食材の話をしてくれるなど、質の高い給食と丁寧な教育が行き届いていると感じます。ありがとうございます。 学校の先生方も、「この学校の給食は美味しい!」と仰 | 市では第4次小金井市食育推進計画を策定しており、「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードとし、小金井らしい食生活のあるひとづくり・まちづくりを「Koganei-Style」として地域に展開しています。 計画では、学童期の食育推進として、小学校での「給食を通じた食育」を掲げており、日々の給食を通して、 |

| No. | 健康増進計画 | | |
|-----|--|---|--|
| | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| | (1) 栄養・食生活支援／P338 | <p>っています。しかし、栄養教諭の先生が変わると、それが変わってしまうことあるのでしょうか。是非、末長く、この給食のクオリティを維持していただきたいです。</p> <p>学校給食の試食会も、PTA 行事や給食委員会等の視察の機会にとどまらず、広く実施される機会があると、保護者としても、市民としても、嬉しいです。</p> | <p>栄養士・栄養教諭を中心に望ましい食習慣を身につけさせることとしています。また、栄養士・栄養教諭が異動等で代わっても、児童生徒への適切な栄養の摂取と健康の保持増進のために給食の質を落とすことなく提供できるよう努めているところです。</p> <p>第3次健康増進計画（案）では、この食育推進計画を推進することとしており、引き続き、給食を通じた食育を進めていきます。</p> <p>また、学校給食の試食会については、いただきましたご意見を関係部署と共有させていただきます。</p> |
| 39 | 基本目標 2 生活習慣の改善／基本施策 (1) 栄養・食生活支援／P339 | <p>コロナ禍の前、市保健センターの「親子クッキング教室」の予約が、受付開始時間から、すぐに埋まってしまっていたのを思い出しました。</p> <p>児童館でも、子ども料理教室イベントを実施してくれている館があるようで、我が子が参加を希望するかどうかはさておき、ありがたいことで、子どもが家族以外の大人と調理する機会がいろいろな場所であるというのは、良いなあと思いました。</p> | <p>市では第4次小金井市食育推進計画を策定しており、「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードとし、小金井らしい食生活のあるひとづくり・まちづくりを「Koganei-Style」として地域に展開しています。計画では、生涯にわたる食育推進を掲げており、乳幼児と保護者の食育推進として「こどもクッキング」、「クッキング保育」、学童期の食育推進として「親子クッキング教室」、児童館での「料理教室」等の事業を実施することとしています。</p> <p>第3次健康増進計画（案）では、この食育推進計画を推進することとしており、引き続き、調理を通じた食育を進めていきます。</p> |
| 40 | 基本目標 2 生活習慣の改善／基本施策 (2) 身体活動・運動支援／P342 | <p>「健康を育む環境整備」について。街なかの、「公園」と「安全に歩きやすい歩道」の整備を、お願いします。</p> <p>市は、以前、他のパブリックコメントで、「公園利用調査を実施する予定は無い」と回答していましたが、駅前開発や庁舎移転で広場・公園の在りようが大きく変わりうること、幼児にとって重要な身体活動環境である公園が保育園のお散歩で混み合っていること等から、全く調査をしないというのは、行政の責任の放棄なのでは、とすら思います。</p> <p>特に、園庭無し園・園庭狭小園を増やし続け、広い園庭のある市立保育園2園の廃園を決定した市には、根拠のある・市民のニーズを満たす公園整備に努める責任があると</p> | <p>第3次健康増進計画（案）「基本施策（2）身体活動・運動支援」の中で、それぞれのライフステージの課題や問題に応じた、身体活動や運動をしやすい機会や環境づくりを促進することとしています。</p> <p>都市計画道路などの新しく計画される道路について歩道を新設する場合は、歩道内のアップダウンがほとんどないセミフラット形式を適用し、整備を進めております。</p> <p>公園等に関しては、いただきましたご意見を関係部署と共有させていただきます。</p> |

| No. | 健康増進計画 | | |
|-----|---|---|--|
| | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| | | <p>思います。幼児が、思いきり身体を動かして遊べる環境を、ちゃんと作ってください。</p> | |
| 41 | <p>基本施策（3） 休養・こころの健康づくり ／P344</p> | <p>育児不安軽減の具体策を早急に求めます。例えば母子健康手帳交付時に相談機関（あるとしたら）の一覧を添付する等したらどうでしょうか？一般市民には「市役所に相談する」ことの壁は非常に高いことを認識して下さい。 特に不安時に一時休める「立寄場」ような場所の設置を望みます。児童虐待防止にも寄与できるものだと思います。</p> | <p>国が定める健康日本21（第三次）では、ライフステージに応じた「こころの健康づくり」に取り組むこととしており、本市の第3次健康増進計画（案）「基本施策（3）休養・こころの健康づくり」においても、それぞれのライフステージの課題や問題に応じたこころの健康づくりを促進することとしています。 育児不安の軽減は、こころの健康づくりにおいて非常に重要な課題であり、子育て中の保護者が一人で悩みをかかえることがないよう支援に取り組む必要があります。市として、既に具体的な対策を実施しており、その一つとして、小金井市子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なくサポートする各種事業を実施しています。 母子健康手帳交付時には、「母と子の保健バッグ」を交付しており、その中で、市の相談窓口をはじめ、国や都、NPO法人等の相談窓口、民生委員・児童委員等を案内しています。また、育児不安等で産後のサポートが必要な方に対して、医療機関や助産院で育児の相談ができ、休息を取ることができる産後ケア事業を実施しています。 他にも、未就学の子どもと親が自由に遊び、子育てについての相談などが気軽にできる親子の居場所として、親子遊びひろば「ゆりかご」を常設しています。また、育児不安等で子どもを一時的に育てることが困難になった場合に、短期の宿泊で子どもを預かる、子どもショートステイ事業を実施しています。</p> |
| 42 | <p>基本目標3 健康を育む環境整備／基本 施策（2）健康づくり環境 の充実／P351</p> | <p>「薬物乱用防止教育・啓発」について。「ダメ、ゼッタイ。」「一度手を出したら戻れない」「人間やめますか？」のメッセージでは、「自分なんてどうなってもいい」「自分を傷つけることによって、なんとか生きている」という人には、届かない、と依存症治療の専門医には指摘されています。東京都の薬物乱用防止キャンペーンのイベント</p> | <p>厚生労働省は、薬物乱用防止に対する意識を高める目的で、「ダメ、ゼッタイ」普及運動を引き続き実施しています。 本市の薬物乱用防止教育について、新型コロナウイルス感染症感染拡大の時期は活動を縮小していましたが、市内各小中学校に指導員を派遣して薬物乱用防止の授</p> |

| No. | 健康増進計画 | | |
|-----|----------------|---|--|
| | 項目／ページ | 寄せられた意見 | 意見に対する検討結果 |
| | | も「一人で悩まないで！誰かに相談して！」というメッセージに変わりました。市の薬物乱用防止教育も、変わりましたか。 | 業を実施しているほか、薬物乱用防止のポスター・標語を生徒から募集し、啓発活動に取り組んでいます。 薬物乱用防止については、東京都薬物乱用防止小金井地区推進協議会と連携して行っております。引き続き、連携を強化し、薬物乱用防止の啓発活動に努めていきます。 |
| 43 | 第5章 計画の推進／P352 | <p>「様々な関係者へ期待する取り組み」について。 健康の維持増進のために、民間の競技団体、スポーツクラブ、フィットネスジムが果たしている役割は大きいと思います。コロナ禍を機に、市内のスポーツジムは、だいぶ増えた印象です。（でも、市が統計を取っていないければ、「なんとなくの印象」で話が終わります。市のスポーツ増進計画では、触れられていないようで、残念でした。） また、（食事は、摂る人の選び方摂り方しだいで、健康増進に資するかどうかが決まるので、一概に健康にいいと言えるかわかりませんが）身体にやさしい食材や料理の提供・宅配等をしている事業者・飲食店も、広い意味では、地域の健康づくりの推進メンバーと言えるかもしれません。雇用主としての企業・職域としての企業だけでなく、健康増進につながるサービスの提供者も、意識されると良いと思います。 また、家庭内ケアラーの代わりに、要ケア家族のケアを担う、介護職保育職等のケア職の方々も、「休養・睡眠」の健康支援のためには、重要な存在です。 健康増進の関係者について、少し広げて捉えてみてほしいと感じます。</p> | <p>計画を推進するためには、行政機関をはじめ、市民、医療保険者、教育関係機関、企業、健康関連団体等の健康に関わる様々な関係者が、それぞれの特性をいかしつつ連携し、個々の市民の健康づくりを支援する体制を整備する必要があります。 ご意見にあるとおり、市民の健康づくりにおいては、スポーツクラブやフィットネスジムをはじめ、企業等の役割は大きいと考えています。市内でスポーツクラブを運営する企業等と包括連携協定を結び、「スポーツの振興及び健康の増進に関すること」や「食育及び健康づくりの推進に関すること」で連携するなど、市としても、企業等との連携を強化してきました。引き続き、関係者との連携を進め、協力体制の構築に努めていきます。</p> |
| 44 | — | 健康福祉計画においては、身体的健康のみならずライフステージごとのメンタルヘルス面にもっと視点をあてて作成して欲しいです。 | 本市の第3次健康増進計画（案）では、計画の基本理念を「笑顔と健康 自分らしく暮らせるのがねいし ～誰一人取り残さない健康寿命の延伸～」と定め、各施策を展開しています。その一つとして「基本施策（3）休養・こころの健康づくり」を設定し、ライフステージに応じた休養・こころの健康づくりを促進していくこととしています。 |

※提出された意見は、原則として原文のまま全文を掲載します。